

宮 城 県

高等学校等育英奨学資金
事務の手引

宮城県教育委員会

高等学校等育英奨学資金貸付について

宮城県の高等学校等育英奨学資金貸付は、国の特殊法人等整理合理化計画により、旧日本育英会の高校奨学金が都道府県に移管されたことにより、開始された事業です。

本事業は、「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒であって経済的理由によって修学に困難があるものに対し奨学資金を貸し付けることにより修学を支援し、有為な人材の育成に資すること」を目的とするものです（高等学校等育英奨学資金貸付条例第1条）。

本事業の対象者は、平成17年度以降新たに高等学校等に入学した生徒です。平成16年度までに入学した生徒は、旧日本育英会を引継いだ独立行政法人日本学生支援機構の対象となります。

【貸付対象者の移管の推移】

	17年度	18年度	19年度	20年度以降
3年生	機構	機構	県	一部の学科・課程を除き、 全て県の対象となります。
2年生	機構	県	県	
1年生	県	県	県	

本事業の基準等は、概ね旧日本育英会に準じたものとしていますが、次の2点に注意願います。

○保護者住所基準

都道府県への移管に伴い、新たに「親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有する者」（条例第2条第2号）が対象生徒の要件として加えられました。保護者が宮城県外に住所を有する生徒の奨学資金については、保護者が住所を有する都道府県にお問い合わせ願います。

○家計基準

家計基準の判定に係る収入源について、旧日本育英会では「主たる生計維持者1人」の収入によるものとしていましたが、宮城県では「世帯全員の収入（主として父母）」によるものとしています。

本事業の目的が達成されるよう皆様の御理解と御協力をお願いします。

目 次

第1章 募集から貸付開始まで	
第1-1 募集概要【予約】	1
1 貸付対象者	
2 奨学資金の貸付月額・貸付期間等	
3 申請及び審査	
4 予約奨学生採用内定・交付	
5 進学確認・辞退	
6 本採用手続	
7 奨学資金の償還、償還猶予及び償還免除	
第1-2 募集概要【在学・家計急変】	3
1 貸付対象者	
2 採用の種類	
3 奨学資金の貸付月額・貸付期間等	
4 申請及び審査	
5 奨学生採用決定・交付	
6 奨学資金の償還、償還猶予及び償還免除	
第2 選考方針	5
第3 基準	6
1 基準（予約・在学共通）	
2 特例基準（予約・在学共通）	
第4 学力基準取扱要領	7
1 評定平均値の算出方法	
2 評定平均値の算出方法の特例	
第5 人物評定取扱要領	7
第6 家計基準取扱要領	8
1 世帯人員数の認定	
2 家計の基準	
3 審査所得金額の算出方法	
4 審査所得金額算出上の注意	
5 特別控除額算出上の注意	
6 世帯人員の認定、収入（所得）金額、特別控除額等の証明書類	
第7 申請書の審査・審査書の作成	14
1 奨学資金貸付申請書（P25～28）	
2 金額欄の記入	
3 奨学生学力基準等審査書（P29）	
審査のポイント	15
奨学生学力基準等審査書の記入例	18
第8 家計急変（緊急）採用	19
1 対象者	
2 基準	
3 採用時期	
4 貸付期間	
第9 自宅外通学者月額	20
1 自宅外通学者月額の基準及び認定要領	
2 自宅外通学者月額の手続	

第10	採用決定から奨学資金の貸付	21
1	採用決定	
2	奨学資金の貸付	
	別表1(学力基準)	22
	別表2(基準金額)	22
	別表3(給与収入(所得)の控除額)	22
	別表4(特別控除額)	23
	別表5(面接)	24
	別表6(面接・人物評定点)	24
	奨学資金貸付申請書(予約)	25
	奨学資金貸付申請書(在学・家計急変)	27
	奨学生学力基準等審査書	29
	人物評定書	30
	給与収入(所得)の審査所得金額早見表	31
	面接質問事例	32
	進学届兼誓約書	34
	誓約書	35
	高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書	36
第2章	採用後の諸手続	
第1	異動	37
1	休学	
2	復学	
3	転学・転籍	
4	退学	
5	停学(30日以上)	
6	長期学習中断(30日以上)	
7	同一学年履修	
8	辞退	
9	住所・氏名の変更	
10	保証人の変更	
11	死亡	
12	振込預金口座の変更	
13	通学区分異動による貸付月額の変更(「自宅通学者月額」(P20)参照)	
14	その他	
第2	現況報告	40
1	奨学生資格確認	
2	奨学生現況報告	
第3	家計急変(緊急)採用奨学資金延長	42
1	対象者	
2	手続	
第4	専攻科奨学資金延長	42
1	対象者	
2	手続	
第5	貸付けの休止	43
1	休止事由と期間	
2	奨学資金の返納	

第6	貸付けの休止の特例	44
1	特例条件	
2	特例期間	
3	手続	
第7	貸付けの停止	45
1	停止事由	
2	奨学資金の返納	
3	借用証書・償還明細書の作成	
第8	保護者住所基準の特例	45
	奨学生異動届（一般）	46
	奨学生異動報告書（学校作成）	47
	奨学生異動届（住所・氏名変更）	48
	保証人変更願	49
	奨学生死亡届	50
	貸付継続申請書	51
	貸付月額変更願	52
	奨学資金継続願兼貸付期間変更願（転学）	53
	貸付期間変更申請書	54
	緊急採用継続申請書	55
	専攻科進学届兼貸付期間延長申請書	56
第3章	貸付終了後の取扱い	
第1	借用証書・償還明細書・預金口座振替依頼書	57
1	借用証書等の徴収	
2	借用証書・償還明細書の取扱い	
3	預金口座振替依頼書の取扱い	
第2	借用証書等の審査	58
1	審査上の留意点	
2	借用書の審査	
3	償還明細書の審査	
4	預金口座振替依頼書の審査	
第3	借用証書等の提出	59
1	提出期限	
第4	奨学資金の償還	59
1	償還の内容	
2	償還の方法	
第5	奨学資金の償還猶予	60
1	償還猶予の対象者	
2	償還猶予の期間	
第6	奨学資金の償還免除	60
	借用証書	61
	償還明細書	62
質疑応答集		63
条例・規則		
	高等学校等育英奨学資金貸付条例	73
	高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則	75

第1章

募集から貸付開始まで

第1-1 募集概要【予約】

1 貸付対象者

- (1) 中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部（以下「中学校」といいます。）の第3学年に在籍し、翌年4月に高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部の本科及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」といいます。）のいずれかに進学する希望をもっている者で、下記のすべてに該当する生徒です。
- ① **保護者住所基準**：親権者又は未成年後見人等（以下「保護者」といいます。）が宮城県内に住所を有している者
 - ② **学力・人物基準**：学力及び資質が優れていると認められる者
 - ③ **家計基準**：経済的理由により修学に困難がある者
- (2) 奨学資金の貸付けの内定者（以下「予約奨学生」といいます。）でも、次に該当する場合は、予約奨学生の資格を喪失するので本人・保護者に説明してください。
- ① 翌年4月に高等学校等に進学しなかった場合（高等専門学校（高専）へ進学した場合を含む）
 - ② 保護者が宮城県外へ転出した場合（いわゆる「単身赴任等」を除く）
 - ③ 高等学校等進学後、所定の手続きを行わなかった場合
 - ④ その他、予約奨学生としてふさわしくない行為があったと認められる場合

2 奨学資金の貸付月額・貸付期間等

- (1) 貸付月額（進学先の設置者及び通学方法で決定されます。）

区 分	国・公立	私 立
自 宅 通 学 者	18,000円	30,000円
自 宅 外 通 学 者	23,000円	35,000円

(注) 自宅外通学者の貸付けを受ける者は、自宅外通学者に該当する者のうちで希望者とし、進学後に審査のうえ決定される。

- (2) 貸付期間

4月分から進学した高等学校等の正規の修業年限が満了する月分まで。

- (3) 貸付方法

- ① 奨学生本人の預金口座に、毎月直接振込むことを原則とします。（貸付決定時、年度始・末は複数月分を一括して振込みます。）
- ② **前払貸付(P21)**
予約奨学生内定者が前払いを希望する場合には、高等学校入学前に申請することにより4月下旬に4月～9月の6か月分を前払いとして貸付（振込）を受けることができます。

3 申請及び審査

- (1) 申請は、本人・保証人・親権者が連署した「奨学資金貸付申請書（予約）」(P25.26)（以下「申請書」といいます。）、「世帯全員の住民票」及び「扶養関係」、「収入」、「特別控除」の証明書類を中学校長に提出することになります。
- ① **保証人は、次のすべての要件を満たす必要があります。**
 - イ 保護者又はこれに準ずるものであること。
 - ロ 独立の生計を営み、奨学資金の償還の責めを負うことのできるものであること。
- (2) 申請を受けた中学校長は、家計基準（「第3 1(3)家計基準について」(P6)）の適合性を審査し、「第4 学力基準取扱要領」(P7)及び「第5 人物評定取扱要領」(P7)に定める方法により、学力及び人物の評定を行い、その結果について、「奨学生学力基準等審査書」(P29)を作成し、申請書類と併せて（市町村立学校は市

町村等教育委員会を經由して) 県に提出することになります。

4 予約奨学生採用内定・交付

- (1) 県では、提出された書類を審査し、各基準等に適合した者の中から予算の範囲内で採用内定します。
- (2) 貸付内定通知書等の交付

各中学校では、県の通知に基づき、「貸付内定通知書」、「進学届兼誓約書」、「高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書」を交付し、予約奨学生としての自覚を促し、今後の本採用手続等の指導を行ってください。

5 進学先確認・辞退

3月中旬ごろ予約奨学生の進学先確認を行います。詳細については別途通知します。

なお、進学先の決定に伴い奨学資金を必要としなくなった場合、高等専門学校(高専)に進学することとなり資格を喪失したときは「奨学資金貸付内定辞退届」を提出するよう指導してください。

また、次の本採用手続を進学先学校が指定した期日までに行わなかった場合も、辞退したものとみなします。

6 本採用手続

- (1) 予約奨学生は、翌年4月に高等学校等に入学後、「貸付内定通知書」を提示し「進学届兼誓約書」及び「高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書」を速やかに進学先学校に提出します。

その後、県から「貸付決定通知書」が交付され奨学生として本採用になります。各高等学校では、奨学生としての自覚を促すため交付式を実施してください。(交付式の詳細は別途通知します。)

- (2) 予約奨学生内定者で前払い貸付申請を提出している場合は、「進学届兼誓約書」のみの提出となります。

7 奨学資金の償還、償還猶予及び償還免除

次の事項は、必ず事前に本人と保護者に説明願います。

(1) 奨学資金の償還

奨学資金は貸付金であり、貸付終了後は規定にしたがって必ず償還しなければならない。奨学資金の償還を怠ったときは、違約金(年利10.95%)が課せられることがある。

(2) 奨学資金の償還猶予

在学中に奨学資金を辞退したとき、卒業後に上級学校に進学したとき、災害、傷病その他やむを得ない事由によって償還が困難になったときは、手続きにより償還が猶予される制度がある。

(3) 奨学資金の償還免除

進学や就職先を条件とした償還免除制度はないが、本人の死亡又は重度の心身障害その他やむを得ない事由で償還することができなくなったと認められるときは、滞納を解消した上で、手続きにより償還未済額の全部又はその一部の償還が免除される制度がある。

(4) 償還の目安(正規の修業年限が3年の場合)

区分	通学方法	月額	貸付総額	償還年数	償還回数	月賦償還額	月賦+半年賦償還	
							月賦額	半年賦額
国公立	自宅	18,000	648,000	9	108	6,000	3,000	18,000
	自宅外	23,000	828,000	10	120	6,900	3,450	20,700
私立	自宅	30,000	1,080,000	12	144	7,500	3,750	22,500
	自宅外	35,000	1,260,000	12	144	8,750	4,375	26,250

第1-2 募集概要 【在学・家計急変（緊急）】

1 貸付対象者

(1) 平成17年度以降新たに、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」といいます。）に入学し、下記のすべてに該当する生徒です。

- ① **保護者住所基準**：親権者又は未成年後見人等（以下「保護者」といいます。）が宮城県内に住所を有している者。ただし、本人が成年の場合は、本人が宮城県内に住所を有する者。
- ② **学力・人物基準**：学力及び資質が優れていると認められる者。
- ③ **家計基準**：経済的理由により修学に困難がある者。

2 採用の種類

(1) 在学採用

募集は春季（4月）のみです。

(2) 家計急変（緊急）採用

生徒の属する世帯の生計を主として維持する者等の失職又は火災、風水害等の事由により家計状況が悪化し、その事由が発生した時から1年以内であれば、随時、家計急変（緊急）採用として申し込むことができます。（「第8 家計急変（緊急）採用」P19参照）

3 奨学資金の貸付月額・貸付期間等

(1) 貸付月額

区 分	国・公立	私 立
自 宅 通 学 者	18,000円	30,000円
自 宅 外 通 学 者	23,000円	35,000円

(注) 自宅外通学者月額に取扱いについては、「第9 自宅外通学者月額」(P20)を参照してください。

(2) 貸付期間

- ① 在学採用は、採用年度の4月分から、正規の修業年限が満了する月分まで。
- ② 家計急変（緊急）採用は、原則として申請のあった月から、当該年度の3月分まで。ただし、当該期間が満了する月の末日において家計急変事由の発生した日から1年を超えないときは、翌年度末まで延長できる場合があります。

(3) 貸付方法

奨学生本人の預金口座に、毎月直接振込むことを原則とします。（「第10 採用決定から奨学資金の貸付」(P21)参照）

4 申請及び審査

(1) 申請は、本人・保証人・親権者が連署した「奨学資金貸付申請書（在学・緊急）」(P27.28)（以下「申請書」といいます。）、「世帯全員の住民票」及び「扶養関係」、「収入」、「特別控除」の証明書類を学校長に提出することになります。

（採用までの手続を迅速化するために、「誓約書」(P35)及び「高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書」(P36)を申請書類と併せて提出させてください。）

① **保証人**は、次の全ての要件を満たす必要があります。（保証人が父母以外の場合等で申請書に添付する住民票に記載されている人以外の場合は、保証人の住民票の提出が必要となる。）

イ 保護者又はこれに準ずるものであること。

ロ 独立の生計を営み、奨学資金の償還の責めを負うことのできるものであること。

- (2) 申請を受けた学校長は、家計基準（「(3)家計基準について」(P6)）の適合性を審査し、「第4学力基準取扱要領」(P7)及び「第5人物評定取扱要領」(P7)に定める方法により、学力及び人物の評定を行い、その結果について、「奨学生学力基準等審査書」(推薦書) (P29)を作成し、本人の提出する申請書類と併せて県に提出することになります。

5 奨学生採用決定・交付

(1) 採用の決定

県では、提出された書類を審査し、各基準等に適合した者の中から予算の範囲内で採用決定します。

(2) 貸付決定通知書等の交付（交付の実施等の詳細は、別途通知します。）

各学校では、県の通知に基づき、「貸付決定通知書」を交付してください。その際、奨学生としての自覚を促すため交付式を実施してください。

6 奨学資金の償還、償還猶予及び償還免除

次の事項については、必ず事前に本人・保護者に説明願います。

(1) 奨学資金の償還

奨学資金は貸付金であり、貸付終了後は規定にしたがって必ず償還しなければならない。奨学資金の償還を怠ったときは、違約金（年利10.95%）が課せられることがある。

(2) 奨学資金の償還猶予

在学中に奨学資金を辞退したとき、卒業後に上級学校に進学したとき、災害、傷病その他やむを得ない事由によって償還が困難になったときは、手続きにより償還が猶予される制度がある。

(3) 奨学資金の償還免除

進学や就職先を条件とした償還免除制度はないが、本人の死亡又は重度の心身障害その他やむを得ない事由で償還することができなくなったと認められるときは、滞納を解消した上で、手続きにより償還未済額の全部又はその一部の償還が免除される制度がある。

(4) 償還の目安（貸付期間が3年(36ヵ月)の場合）

区分	通学方法	月額	貸付総額	償還年数	償還回数	月賦償還額	月賦+半年賦償還	
							月賦額	半年賦額
国公立	自宅	18,000	648,000	9	108	6,000	3,000	18,000
	自宅外	23,000	828,000	10	120	6,900	3,450	20,700
私立	自宅	30,000	1,080,000	12	144	7,500	3,750	22,500
	自宅外	35,000	1,260,000	12	144	8,750	4,375	26,250

第2 選考方針

この制度の目的は、「優れた生徒であつて経済的理由によつて修学に困難があるものに対し奨学資金を貸し付けることにより修学を支援し、有為な人材の育成に資すること」(条例第1条抜粋)です。

県では、「より優れた生徒で、より家計が困難な生徒」から予算の範囲内で選考することとしています。

各学校の審査にあたっては、学力・人物・家計基準の各項目を総合的に審査願います。

その際、次の点に注意してください。

- 1 本人についてはもちろん、家庭の事情などを総合的にみて、途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。
- 2 保護者が、奨学資金の目的を理解し、将来の奨学資金の償還義務等についても保護者の立場から責任を自覚していること。

なお、予約奨学生について次の場合、資格の喪失となりますので選考することはできません。

- 1 高等学校進学時に、県外へ世帯転出が予定されている場合。
- 2 進学希望が高等専門学校(高専)・各種学校のみである場合。

奨学資金は、保護者等の保証の下、奨学生となって少しでも家計を助け、自立した高校生活を送ろうと自覚する生徒本人に貸付けるもので、償還も奨学生本人が経済的に自立してから行うことを原則とするものです。

一方、福祉資金貸付や教育ローン等は、生徒の保護者に対して貸付けを行い、償還(返済)も原則として保護者が行うものです。

第3 基準

1 基準（予約・在学共通）

(1) 学力基準について

申請の前年度の学習成績の評定が、全履修教科について平均した値が「別表1」(P22)の「基準となる学習成績」の欄の値以上であること。ただし、「基準となる学習成績」の欄の値未満であっても、下記「2特例基準(1)学力」に該当する者は、同表の「学力特例に該当する者の学習成績」の欄の値以上であれば貸付対象者とすることができる。

(2) 人物基準について

学習活動その他生活全般を通じて態度及び行動が生徒にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(3) 家計基準について

本人の属する世帯の1年間の認定所得金額が、「別表2」(P22)の世帯人員の区分に対応する基準金額以下であること。

ただし、認定所得金額が基準金額を超えるものについても、「2特例基準(2)家計」に該当する者は、貸付対象者とすることができる。

2 特例基準（予約・在学共通）

特例として貸付対象者とすることができる者は、学力又は、家計のいずれか一方が「1基準(1), (3)」の基準に適合し、他方が次の(1)又は(2)のいずれかの一に該当することが条件となります。

特例基準の適用者については、「奨学生学力基準等審査書」(P29)の「学校長の所見」欄に、該当する特例事由の所見(P18参照)を記入願います。

(1) 学力

本人が次のいずれかに該当し、特に人物が優れ、かつ、奨学資金を貸付けることによって、優れた学習成績を修める見込みがあると認められる者。

- ① 病気、災害その他の事故等により父母及びこれに代わって家計を支えている者（以下「家計支持者」といいます。）のうち主たる者を失った者。
- ② 申請前1年以内に火災、風水害等により著しい被害を受けた者及び被害を受けた者の子である者。
- ③ 生活保護法の規定により保護を受けている世帯又はこれに準ずると認められる世帯に属する者。
- ④ 奨学資金の貸付けを受けなければ著しく修学に困難がある者で、向学心があり、学力向上の見込みがあると学校長が認めた者。

(2) 家計

認定所得金額が「別表2」(P22)の基準金額に1.1を乗じて得た額（万円未満四捨五入。）以内の者で、次のいずれかに該当し、かつ、学力・人物ともに特に優れていると認められる者。

- ① 原子爆弾によって被爆した者の子である者。
- ② 長期に療養を要する者のいる世帯に属する者。
- ③ 災害、病気その他事故等により世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる家計支持者」という。）を失った者。
- ④ 中国帰国孤児の子である者。
- ⑤ 障害のある者及び障害のある者のいる世帯に属する者。

第4 学力基準取扱要領

1 評定平均値の算出方法

基準となる学年の、各履修教科を5・4・3・2・1の5段階（5段階によらない評定については、5段階に換算して算出すること。）により評定したものを合計し、それを履修教科数で割った値（小数点以下第2位で四捨五入）とします。

2 評定平均値の算出方法の特例

- (1) 特別支援学校の中中部・中学校の特別支援学級に在籍し(していた)、又は特別支援学校の高等部に在籍し、その者の能力に応じて個々に特別の教育課程を編成している場合及び、不登校、病気等による長期欠席により、上記1による評定平均値の算出が困難である場合には、「奨学生学力基準等審査書」(P29)の「学校長の所見」欄に本人の普段の学習状況、高等学校等における学習意欲等についての学校長所見により学習成績の評定に代えることができます。
- (2) 前記の取り扱いは、申請時の前年度に基準となる学校の学年に在学していない者についても適用するものとします。ただし、在学していなかった期間が、2年程度の短期間で、かつ、在学しないこととなった直前に在学していた学校からの指導要録等の送付により評定平均値の算出が可能である場合には適用しないものとします。

第5 人物評定取扱要領

基準の「学習活動その他生活全般を通じて態度及び行動が生徒にふさわしく」とは、学校内外の生活を通して、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、道徳性の欠如（虚偽・利己・放逸・怠惰・無責任等）がないと認められることであり、「将来良識ある社会人として活動できる見込み」には、社会人として健全な社会生活を営んでいくことができ、かつ、奨学資金の償還についても十分な責任感があると認められることです。

人物評定は、学校長の実施する、面接による奨学生としての資質と、学校生活等全般についての生徒としての資質の評定により、「人物評定書」(P30)を用いて行います。

- (1) 面接による評定方法は、次のとおりです。
 - ① 学校長は、自ら又は適当と判断する者を面接委員として面接を実施する。
 - ② 面接の評定要素及び観察内容は、「別表5」(P24)による。
 - ③ 面接評定の算出方法は、各項目について「別表6」(P24)の定めるところにより5段階で行い、各項目の合計点（35点満点）を項目数（7）で割った値（小数点以下第2位で四捨五入）とする。
※面接質問事例については、P32.33を参照願います。
- (2) 学校生活等全般についての生徒としての評定の算出方法は、学校長が申請者の学校における諸記録、生徒指導要録、又は中学校から送付された指導要録抄本の写しの「行動及び性格の記録」等に基づき、「別表6」(P24)の定めるところにより5段階で行う。
- (3) 上記の(1)及び(2)の評定の合計点（10点満点）を、「奨学生学力基準等審査書」(P29)の「人物評定」の欄に記入してください。

第6 家計基準取扱要領

1 世帯人員数の認定

「別表2」(P.22)に定める基準金額に係る世帯人員の認定については、単に本人の属する家族の構成人数ではなく、下記により認定する者の員数です。

(1) 世帯人員の認定要領

- ① 世帯人員の認定は、申請時において同居・別居を問わず本人と生計を一にする者を同一世帯人員とみなす。
- ② 前記の本人と生計を一にするものとは、家計支持者並びに家計支持者の扶養親族及びこれに準ずると認められる者です。

(2) 世帯人員の認定に当たっての注意点

世帯人員の認定に当たっては、申請書には同居・別居を問わず、本人の二親等以内の家族（別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は除く。）及び二親等以外の者でも生計を一にするもの全員を申請書に記載させ世帯の家族構成を明らかにした上で、要領及び次により認定します。

- ① 前記(1)の②の「扶養親族」とは次のいずれかに該当する者。
 - イ 家計支持者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、孫、及び弟妹であって、主として家計支持者により生計を維持するもの。
 - ロ 家計支持者の三親等以内の親族で前記に掲げる以外の者であって、家計支持者と同一の世帯に属し、主として家計支持者により生計を維持するもの。
 - ハ 家計支持者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、家計支持者と同一の世帯に属し、主として家計支持者により生計を維持するもの。
 - ニ 前記の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続き家計支持者と同一の世帯に属し、主として家計支持者により生計を維持するもの。
 - ホ 所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族。
 - ② 前記(1)の②の「準ずると認められる者」とは、本人の祖父母等であって、家計支持者の扶養親族以外の者で、傷病等により「5 特別控除額算出上の注意」(P10)の(3)に定める「障害のある者」又は(5)に定める「長期に療養を要する者」に該当すると認められ現に家計支持者が扶養している者。
 - ③ 本人の兄弟姉妹及び祖父母等で収入があり経済的に独立している場合であっても家計支持者の収入が少ない等の理由により、その者の収入が家計を支えている場合には、同一世帯員とし世帯人員とみなす。
 - ④ 本人が特別の事情（二親等以内の親族のうち、父母及び祖父母がなく本人以外は20歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成のもの。ただし、20歳以上の兄弟姉妹でも就学者及び長期療養並びに心身に障害がある等のため経済力の無いものは20歳未満として取り扱う。）にある者、又は都道府県知事から委託されている人に養育されている場合は、同一住居に居住していても、その世帯に属さない者とみなすことができる。
 - ⑤ 事情により家庭（両親又は家族）と絶縁状態及びこれに準ずるような場合は申請者を単独生計者とみなす。
- (3) 「世帯全員の住民票」の提出については本人と生計を一にする者全員の住民票とするが、次のいずれかに該当する場合はその規定によるものとします。
- ① 就学、その他の理由により別居している者で家計支持者の健康保険証等でその事実が確認できるものについては、健康保険証等の写しの提出により住民票に代えることができる。
 - ② 前記(2)の②に該当し、別居している者については、その者及びその者と同居している者全員の住民票の提出が必要となる。

の提出があった場合には、併せて市区町村発行の収入（所得）の「証明書」等の提出が必要となる。この場合の収入（所得）の「証明書」は、その内容が前々年分のものでよい。

② 年の中途において就職、転職（開業・転業・勤務先変更等も含む。）等により収入源に異動があった者については、次により申請時の状態で推算する。

イ 給与収入（所得）者の場合は、勤務先の年収見込証明書又は月収証明書をもって申請の年の収入金額を推算することとし、推算が困難な場合は、正社員等の場合は「年収＝月収×1.6」、パート等の場合は「年収＝月収×1.2」として推算する。

ロ 給与収入（所得）者以外の場合は、申請時の家庭事情、家計の状況、年収見込等を記入した書類（申立書等）により収入金額を推算する。

③ 申請時において失業している場合は、前年に収入があっても、失業前の職業による収入は収入金額に算入しないものとする。ただし、失業給付金受給中（受給予定を含む。）の場合は、受給額（見込額を含む。）を収入とみなし、収入金額を算出する。

④ 前年に生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けたため収入が減少している場合は、被害を受けなかったものと仮定して算出する。（「5 特別控除額算出上の注意(6)」(P12)参照）

⑤ 住宅建設、その他の借財による返済金は必要経費として控除は認めない。

⑥ 商業・工業・林業・水産業・農業、その他の事業所得の場合、専従者給与（専従者控除分を含む。）は、必要経費に加算して審査所得金額を算出する。

⑦ 審査所得金額に万円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

⑧ 収入（所得）の種類別に、売上（収入）金額から必要経費を控除した額がマイナスとなる場合はその収入（所得）の審査所得金額は0（ゼロ）円とする。

5 特別控除額算出上の注意

世帯合計審査所得金額から控除できる「別表4」(P23)の特別控除額は、申請書に添えて提出される証明書等により、「別表4」(P23)に掲げる「世帯の状態」について次により認定のうえ適用します。なお、特別控除の適用については、申請時の状態で行います。

(1) 「母子又は父子世帯」の控除は、世帯の構成が次に該当する場合に適用する。

① 母又は父と18歳未満の子の世帯。

② 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない（審査所得金額が50万円以下の者をいう。）祖父母の世帯。

③ 18歳未満だけの子の世帯。

④ 祖父母と18歳未満の子の世帯。

⑤ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯。

⑥ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯。

なお、上記の適用については次の点に注意することになります。

イ 18歳以上の就学者及び長期療養、心身に障害のある等のため経済力のない者は、18歳未満の子として扱います。

ロ 祖父母及び兄弟には、それぞれ一方だけの場合も含むものとします。

ハ 父又は母の行方不明が民生委員等の証明により確認できる場合には、母子・父子世帯とみなすことができます。

(2) 「就学者のいる世帯」の控除は、次のとおりです。なお、小学生、中学生及び本人以外の場合は「学生証のコピー」又は「在学証明書」の添付が必要です。

① 小学校・中学校以外については、設置者（国公立・私立）別、通学形態（自宅通学者・自宅外通学者）別に控除する。

- ② 本人については、「区分B欄」の控除とし、「区分A欄」での控除の適用は行わない。
- ③ 大学通信教育部及び大学院生の学生は大学学生として、高等学校通信制の生徒は高等学校生徒として、控除の対象とする。
- ④ 放送大学に在学する全科履修生は、私立大学学生分として控除の対象とするが、科目履修生・選科履修生は控除の対象としない。
- ⑤ 高等学校・大学・高等専門学校の専攻科生及び別科生については、それぞれ高等学校生徒、大学学生、高等専門学校学生に相当するものとして控除の対象とする。
- ⑥ 専修学校の高等課程及び専門課程に在学している生徒は控除の対象とするが、専修学校の一般課程及び各種学校（予備校等）に在学している者については控除の対象としない。

(3) 「障害のある者がいる世帯」の控除対象は、次のとおりです。

- ① 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳に身体に障害があると記載されている者、又はこれに準ずる者。
 なお、準ずるものの範囲は次のとおりです。
 - イ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者。
 - ロ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を申請中である者
 - ハ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者でも、「身体障害者福祉法別表」の範囲の身体上の障害のあることが明らかな者。
- ② 「公害健康被害補償法施行令第10条及び第20条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準」に該当し公害疾病の認定を受けた者で、かつ、当該公害により身体上の障害のある者。
- ③ 原子爆弾によって被爆した者で身体の機能に障害のある者。
- ④ 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については医師等の証明できる者。知的な障害のある者については児童相談所、知的な障害のある者のための更生相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定により知的な障害がある者であることが明らかな者。
- ⑤ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者で介護されなければ自分で排泄ができない程度以上の者で、6か月程度以上状況が継続している事実が明らかな者（介護保険法に定める要介護度が「要介護3」程度以上であると認められる者を基準とする。）。

(4) 「主たる家計支持者が別居している世帯」の控除は、別居のために特別に支出している金額とし、住居費、光熱水費、家具・家事用品の実績とし、次の点に注意します。

- ① 別居している家計支持者の収入は、世帯へ送金してくる金額を計上するのではなく、家計支持者の収入のすべてを世帯の収入金額として計上し、別居のため特別に支出している金額のみを控除する。
- ② 別居している家族への扶養送金は、控除の対象とならない。

(5) 「長期に療養を必要とする者のいる世帯」の控除は、申請時において6か月以上にわたる期間、療養中の者又は療養を必要と認められる者のいる世帯です。控除額は申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額を算出します。控除の対象とする費目は次のとおりです。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額は控除金額から除きます。

- ① 医師又は歯科医師に対して支払う診療代、治療代
- ② 病院、診療所へ入院するために支出する費用
- ③ あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用
- ④ 看護者に対して支払う費用(看護者に対する賄い費を含む。)
- ⑤ 治療又は療養のため支出する医薬品代
- ⑥ 病院、診療所へ通院するために支出する交通費(必要不可欠と認められるものに限る。)
- ⑦ 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金

(6) 「火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯」の控除は、申請の前年から申請時までこれらに被害を受けたため、将来支出が増大したり収入が減少したりして長期（2年以上をいいます。）にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合のみに限るものとします。控除額は原則として次のとおりですが、単に被害額又は復旧費を控除するものではありません。なお保険、損害賠償等による補てん額は控除金額から除きます。

- ① 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料・家具の購入費、修理費。
- ② 生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額。
- ③ 所得税の雑損控除を受ける場合には、その額。

6 世帯人員の認定、収入（所得）金額、特別控除額等の証明書類

世帯人員の認定、収入（所得）金額、特別控除額等の算出のための証明書類については、おおむね次に掲げる書類によるものとします。

ただし、特に証明書類が提出できない場合等、特殊な事情を有する場合は、父母等にその事情の詳細を「申立書」（様式自由）により申し立てさせることになります。

なお、証明書類は次のとおりです。

(1) 世帯人員の認定関係

根 拠		証明書類
「1 世帯人員の認定」(2)の①イ又はロの場合(P8)		健康保険証等の加入者本人及び被扶養者欄の写し
同「ホ」の場合	給与収入(所得)者	源泉徴収票又は給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の写し（給与支払者の受付印のあるもの）
	給与収入(所得)者以外の者	所得税の確定申告書（控）第2表の写し
同②の「これに準ずると認められる者」の場合		その者の収入(所得)の証明書及び扶養に関する申立書 (別居の場合、その者及びその者と同居している者全員の住民票)

備考1 各根拠のいずれかに該当していることが条件となる。

2 同一世帯において父母等で扶養親族を分割している場合は、それぞれについて提出するものとする。

(2) 給与収入（所得）等の証明書等

収入の種類	証明書類	発行所
給料・賃金（賞与を含む。）	源泉徴収票の写し	勤務先
役員報酬	源泉徴収票の写し	勤務先
歳費	源泉徴収票の写し	勤務先
専従者給与（白色申告も含む。）	源泉徴収票の写し	勤務先
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	源泉徴収票又は年金交付通知書の写し	日本年金機構等
傷病手当金	傷病手当金通知書の写し	日本年金機構等
失業給付金	雇用保険受給資格者証の写し	職業安定所
生活保護法による扶助費	保護決定（変更）通知書の写し	福祉事務所
児童扶養手当	児童扶養手当証書の写し	福祉事務所
前年途中・当年に就職した者	年収(見込)又は月収(見込)証明書	勤務先
退職者	退職証明書等の写し	勤務先

(3) 給与収入（所得）以外の証明書等

収入の種類		証明書類	発行所
商業・工業・林業・水産業 農業・自由業・その他・ 個人経営等		前年分の所得税の確定申告書（控）の写し 税務署の受付印がない場合は併せて、市町村発行の所得証明書を提出する。（この場合の証明書は前々年のものでも可）	税務署 （市区町村役場）
農業	転作奨励金の交付を受けている者	とも補償金交付確定通知書の写し	農協
		農業経営確立助成補助金確定通知書の写し	市区町村役場

(4) 特別控除の証明書

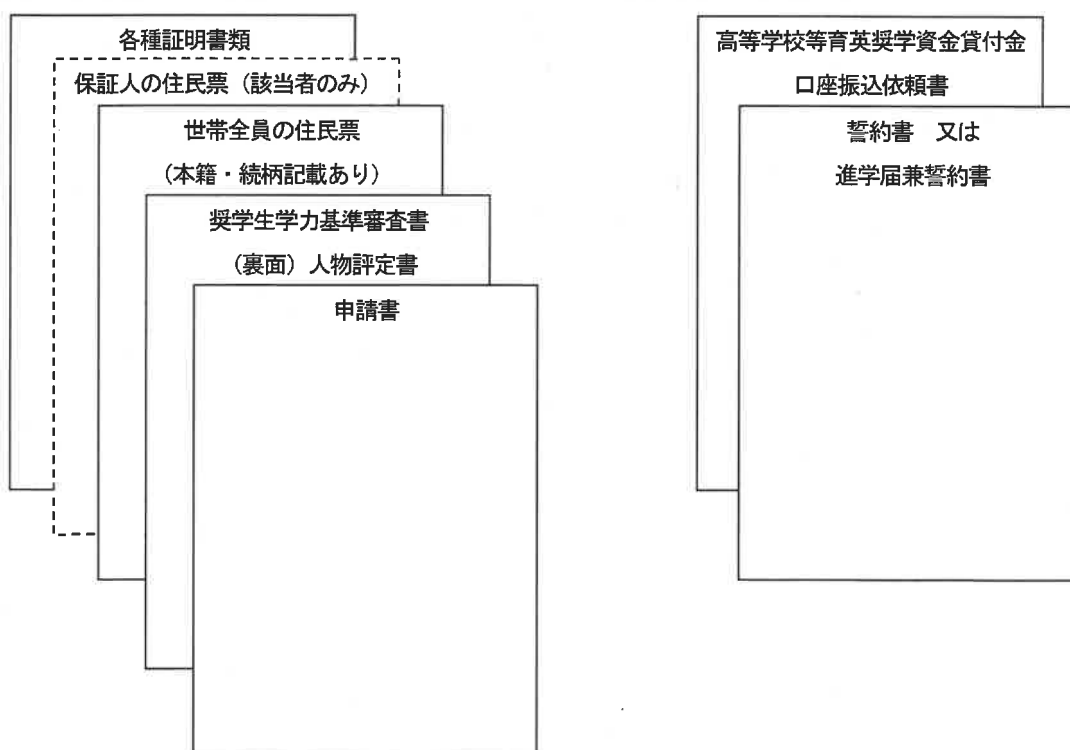
特別控除の種類	証明書類
母子・父子世帯	不要
就学者	在学証明書又は学生証の写し（本人及び小・中学校生を除く。）
障害のある者	身体障害者手帳等の写し（氏名・障害名・障害等級等が記載されているもの）
主たる家計支持者が別居している世帯	住居費・光熱水費・家具・家事用品購入の領収書
長期に療養を要する者	控除の対象とする費目の領収書等
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	罹災証明書・罹災額（概算額）証明書等 雑損控除を申告した確定申告書(控)の写し

本人から提出される申請書類等については、下記により整理されるようお願いします。

※予約奨学生の進学届兼誓約書等は高等学校等に進学後に提出することになります。

【申請書・審査書・証明書類の提出方法】

【誓約書等の提出方法】



第7 申請書の審査・審査書の作成

審査のポイントや審査書の記入例は15頁から18頁を参照してください。

1 奨学資金貸付申請書 (P25～28)

- (1) 申請書については、高等学校等育英奨学資金の予約又は在学・家計急変(緊急)奨学生申し込みの手引の「申請書の書き方」どおり正しく記入されているかどうかを点検します。
- (2) 本人・保証人・親権者の欄はそれぞれ自署・押印されていることが必要です。筆跡・印鑑について疑わしい場合は、申請書を差し戻すなどして、自署・押印するよう指導願います。
- (3) 記入漏れ、判読困難などの不備のある申請書は、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがあります。
- (4) 採用決定後でも、記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合には、「決定取消」とするので、ありのままを記入するよう指導願います。
- (5) 本人の記入した事項を点検して、その記入事項に誤りがあるときは、本人に訂正させたい場合、訂正印を押させるか、又は点検者が朱書訂正してください。
- (6) 「氏名」は本名を記入するよう指導願います。

2 金額欄の記入

- (1) ①～⑥は「3 審査所得金額の算出方法」及び「4 審査所得金額算出上の注意」(P9)の該当事項を参照して算出した額を記入し、その世帯合計審査所得金額を⑦に記入願います。
- (2) ⑧～⑩は控除の種類ごとに、「5 特別控除額算出上の注意」(P10)及び「別表4」(P23)を参照して算出した額を記入し、その合計を⑪「控除額合計」に記入願います。
- (3) ⑫「認定所得金額」は、⑦から⑪を差し引いた額を記入願います。
- (4) 「認定世帯人員」及び⑬「基準金額」は次にしたがって記入願います。
イ 認定世帯人員は、「1 世帯人員の認定」(P8)によって認定した人員の数を記入願います。
ロ 上記イの認定世帯人員の数により、「別表2」(P22)の対応する金額を記入願います。
(注) ⑫の認定所得金額が⑬の基準金額以下でなければ貸付対象者として行うことができません。
⑫の認定所得金額がマイナスとなっても、そのまま「▲」又は「－」表記してください。

3 奨学生学力基準等審査書 (P29)

- (1) 申請書と審査書は別冊となることから学校名、学年・組、氏名の記入漏れがないように注意願います。区分については、該当する申請区分を○で囲んでください。
- (2) 「学習成績の評定平均値」は「1 基準(1) 学力基準について」(P6)及び「第4 学力基準取扱要領」(P7)によって算出した数値を記入願います。記入にあたっては、誤りのないよう特に注意願います。
- (3) 「委員会・ボランティア活動」、「クラブ・部活動」については、申請時現在、本人が参加している(いた)ものの名称を記入願います。
- (4) 「人物評定」は、「1 基準(2) 人物基準について」(P6)及び「第5 人物基準取扱要領」(P7)による評定点(10点満点)を記入願います。
- (5) 「学力特例」、「家計特例」に該当する場合は、該当理由等を「学校長の所見」に記入願います。(P18 参照)

例1 4人家族(父:会社員, 母:主婦, 本人, 妹)

家族構成	父母等の被扶養者	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円		審査所得金額 (税込み) 万円						
		父	宮城 一郎	43	給与	5	0	3	①	1	2	9		
母	宮城 花子	42	無職				0	②			0			
									⑤					
									⑥					
									⑥の計 世帯合計審査所得金額		⑦	1	2	9
就学者	続柄	氏名	※設置者	※在学学校		※通学別		控除額 万円						
	◎ 本人	宮城 太郎						⑧						
	○ 妹	宮城 育子	国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学(仙台市立青葉中学校)		◎ 自宅 自宅外		⑨						
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()		自宅・自宅外		⑩						

収入があるのは父親のみで、他の家族は全て所得税の「配偶者控除」・「扶養控除」の対象となっている場合。

- ・ 認定世帯人員は4人。基準金額は286万円。
- ・ 添付される証明書は、「世帯全員の住民票」と「給与所得者の源泉徴収票の写し」となる。
(特別控除関係を除く。)

例2 5人家族(父・母:会社員, 兄, 本人, 妹)

家族構成	父母等の被扶養者	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円		審査所得金額 (税込み) 万円						
		父	宮城 一郎	43	給与	5	0	3	①	1	2	9		
母	宮城 花子	42	給与				4	2	5	②	7	4		
兄	宮城 幸太郎	19	予備校生						③					
妹	宮城 育子	5	保育園						④					
									⑤					
									⑥					
									①～⑥の計 世帯合計審査所得金額		⑦	2	0	3
就学者	続柄	氏名	※設置者	※在学学校		※通学別		控除額 万円						
	◎ 本人	宮城 太郎						⑧						
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()		自宅・自宅外		⑨						

父母双方に収入があり、特別控除の就学者控除対象者以外の兄弟姉妹がいる場合。

- ・ 認定世帯人員は5人。基準金額は307万円。
- ・ 兄と妹は「就学者を除く家族」の欄へ記載することとなる。特に予備校生や各種学校等は注意が必要。
- ・ 添付される証明書は、「世帯全員の住民票」と父・母それぞれの「給与所得者の源泉徴収票の写し」となる。
(特別控除関係を除く。)

例3 5人家族(父・母:会社員, 兄:収入有り, 本人, 妹)

家族構成	父母等の被扶養者	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円		審査所得金額 (税込み) 万円					
		父	宮城 一郎	43	給与	5	0	3	①	1	2	9	
就学者を除く家族	母	宮城 花子	42	給与	4	2	5	②		7	4		
	× 兄	宮城 幸太郎	25	給与	2	8	0	③					
								④					
								⑤					
								⑥					
								[①～⑥の計] 世帯合計審査所得金額		⑦	2	0	3
就学者	続柄	氏名	※設置者	※在学学校		※通学別		控除額 万円					
	◎ 本人	宮城 太郎						⑧					
	○ 妹	宮城 育子	国・ ○ ・私	小・ ○ ・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学(仙台市立青葉中学校)		○ 自宅 自宅外		⑨					
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()		自宅・自宅外		⑩					

父母双方に収入があり、同居しているが収入のある兄姉(本人の学資を支えていない。)がいる場合。

- ・ 家族構成数は5人であるが、兄は同居しているだけで父母の被扶養者となっていないので、兄の欄を朱書きで「()」とし、認定世帯人員に算入せず、認定世帯人員数は4人で、基準金額は286万円となる。
- ・ 添付される証明書は、「世帯全員の住民票」と父・母それぞれの「給与所得者の源泉徴収票の写し」となる。(特別控除関係を除く。)

例4 5人家族(父:会社員, 母:主婦, 本人, 妹, 祖母)

家族構成	父母等の被扶養者	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円		審査所得金額 (税込み) 万円					
		父	宮城 一郎	43	給与	5	0	3	①	1	2	9	
就学者を除く家族	母	宮城 花子	42	無職			0	②			0		
	○ 祖母	宮城 萩子	62	年金	1	2	0	③			0		
								④					
								⑤					
								[①～⑥の計] 世帯合計審査所得金額		⑦	1	2	9
就学者	続柄	氏名	※設置者	※在学学校		※通学別		控除額 万円					
	◎ 本人	宮城 太郎						⑧					
	○ 妹	宮城 育子	国・ ○ ・私	小・ ○ ・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学(仙台市立青葉中学校)		○ 自宅 自宅外		⑨					
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()		自宅・自宅外		⑩					

収入があるのは父親のみで、祖母を除く家族は全て所得税の「配偶者控除」・「扶養控除」の対象者で、祖母は父親の健康保険の被扶養者に認定されている場合。

- ・ 認定世帯人員は5人。基準金額は307万円。
- ・ 添付される証明書は、「世帯全員の住民票」と「給与所得者の源泉徴収票の写し」、「健康保険証の写し」が必要となる。(祖母の年金証書の写しは不要。)(特別控除関係を除く。)

例5 4人家族(父:兼業農家, 母:主婦, 本人, 姉)一人に複数の収入がある場合

家族構成	父母等の被扶養者	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円	審査所得金額 (税込み) 万円
		父	宮城 一郎	43	給与 農業	5,030 1,110	① 1,290
母	宮城 花子	42	無職			②	0
						③	
						④	
						⑤	
						⑥	
						⑦	1,640
就学者		続柄	氏名	※設置者	※在学学校	※通学別	控除額 万円
◎	本人	宮城 太郎				⑧	
○	姉	宮城 育子	国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学(宮城大学)	⑨	⑩	
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外		

- 収入があるのは父親のみで、他の家族は全て所得税の「配偶者控除」・「扶養控除」の対象となっている場合。ただし、父親の収入が給与と給与以外の2種類ある場合。
- ・ 認定世帯人員は4人。基準金額は286万円。
 - ・ 添付される証明書は、「世帯全員の住民票」と「給与所得者の源泉徴収票の写し」・「確定申告書の写し」となる。(特別控除関係を除く。)
 - ・ 給与と給与以外については、それぞれについて「収入・売上金額」と「審査所得金額」を算出する。
 - ・ 給与以外の申告所得額がマイナスとなる場合は、審査所得金額は0円とする。
 - ・ 同一の種類とみなされる、2つ以上の収入源がある場合はそれぞれについて合算するものとする。
 - ・ パート収入150万円と児童扶養手当50万円がある場合は合算して200万円の給与収入として、審査所得金額を算出する。
 - ・ 農業の売上金額が120万で不動産収入が90万円、農業所得がマイナス20万円で不動産所得が50万円のときは、売上金額が210万円で審査所得金額は30万円となる。

例6 3人家族(母:パート, 本人, 妹)でパート収入と児童扶養手当がある場合

家族構成	父母等の被扶養者	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円	審査所得金額 (税込み) 万円
		母	宮城 花子	42	給与+児童扶養手当	2,000	②
						③	
						④	
						⑤	
						⑥	
						⑦	0
就学者		続柄	氏名	※設置者	※在学学校	※通学別	控除額 万円
◎	本人	宮城 太郎				⑧	28
○	妹	宮城 育子	国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学(仙台市立青葉中学校)	⑨	⑩	16
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外		

- ・ 添付される証明書は、「世帯全員の住民票」と「給与所得者の源泉徴収票の写し」・「児童扶養手当証の写し」となる。(特別控除関係を除く。)

奨学生学力基準等審査書の記入例

例1 学力・家計とも基準に適合する場合。

学習成績(5段階評価) の 評 定 平 均 値	4・1	人 物 評 定	9・3
委員会・ボランティア活動	生徒会	クラブ・部活動	テニス部
学校長の所見 ※特例又は緊急申請に該当する場合。			
※学力・家計とも基準に適合し、特記事項等が無い場合には記入は不要。			

例2 学力が特例基準に該当する場合。

学習成績(5段階評価) の 評 定 平 均 値	3・1	人 物 評 定	7・2
委員会・ボランティア活動	無し	クラブ・部活動	テニス部
学校長の所見 ※特例又は緊急申請に該当する場合。			
申請者 宮城太郎 は、特例基準の(1)学力の④に該当すると認められる生徒である。			
※特例項目は、P6を参照願います。			

例3 家計が特例基準に該当する場合。

学習成績(5段階評価) の 評 定 平 均 値	3・8	人 物 評 定	8・4
委員会・ボランティア活動	広報委員会	クラブ・部活動	テニス部
学校長の所見 ※特例又は緊急申請に該当する場合。			
申請者 宮城太郎 は、特例基準の(2)家計の②に該当する生徒である。			
※特例項目は、P6を参照願います。			

第9 自宅外通学者月額

高等学校等育英奨学資金貸付の貸付金額には、自宅通学者に適用される貸付金額（月額）（以下「自宅通学者月額」という。）と自宅外通学者に適用される貸付金額（月額）（以下「自宅外通学者月額」という。）の区分があります。

下記の「1 自宅外通学者月額の基準及び認定要領」に該当し、自宅外通学者月額を希望する者は自宅外通学者月額が貸付けられます。それ以外の者は自宅通学者月額の貸付けとなります。

なお、現に自宅外通学者である者が、自宅通学者となった場合、又は自宅外通学者月額を希望しなくなった場合は、自宅通学者月額の貸付けを受けることとなります。

1 自宅外通学者月額の基準及び認定要領

(1) 自宅外通学者月額の基準

- ① 自宅外通学者月額の願い出の月現在、現に自宅外から通学している者。
- ② 自宅から通学している者で「特別の事情にある者」。

(2) 認定要領

- ① 前項の自宅とは、本人の保護者の住所をいう。

なお、転勤等により主たる家計支持者が一時的に家族と別居している場合（いわゆる「単身赴任」）は、その家族の住所を自宅とみなします。

- ② 自宅外から通学している事実は、原則として申請書、誓約書及びこれらに添付する各種証明書等に記載された住所により、本人及び自宅の住所を確認の上認定します。

ただし、次のイ・ロの場合については、それぞれの方法によって確認すれば住所の証明書による確認の必要はありません。

イ 高等学校生徒指導要録等により本人の住所を確認した場合。

ロ 全寮制高等学校等入学者、離島・山村辺地に自宅のある者等、明らかに自宅通学が不可能な事実を学校長が確認した場合。

- ③ 自宅から通学している者で、「特別の事情のある者」とは、本人が「特別の事情にある人」、「都道府県知事から養育を託されている人に養育されている人」又は「単独生計者」と認められる方です。

2 自宅外通学者月額の手続

前記「自宅外通学者月額の基準」に該当し、自宅外通学者月額の貸付けを希望する者は、下記により願い出ることとなります。

- (1) 貸付始期から自宅外通学者月額となる者 「進学届兼誓約書」、「誓約書」提出時に自宅外通学者月額を選択。
- (2) 貸付期間の中途において自宅外通学者月額を希望する者又は、自宅通学者月額となる者

「13 通学区分異動による貸付月額の変更」(P39)により手続願います。また、住所の異動を伴う場合には併せて「9 住所・氏名の変更」(P38)の手続きも必要となります。

第10 採用決定から奨学資金の貸付

1 採用決定

奨学生として採用を決定すると、次の書類を送付します。各学校では、奨学生としての自覚を促すよう交付式を実施し、本人に交付願います。

「採用決定通知書」、「高等学校等育英奨学資金貸付 貸付決定にあたって」

2 奨学資金の貸付

(1) 貸付方法

奨学資金は、宮城県が「奨学資金口座振替依頼書」(P36)により届出のあった本人名義の預金口座へ直接振り込みます。

(2) 振込日

原則として毎月13日（その日が金融機関の休業日に当たるときは、休業日の前日。）に振り込みます。ただし、例外月は下記の表のとおりとなります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～12月	1月	2月	3月
新規採用(予約)年	6月 ※1			各月				2月 ※5		
新規採用(予約)年 (前払貸付)	4月 ※2					各月			2月 ※5	
新規採用(在学)年	8月 ※3					各月			2月 ※5	
最 終 学 年	5月 ※4	各月						1月 ※6		
上 記 以 外	5月 ※4	各月						2月 ※5		

- ※1 6月に4月～6月分の3か月分をまとめて振り込みます。
- ※2 4月に4月～9月分の6か月分をまとめて振り込みます。
- ※3 8月に4月～8月分の5か月分をまとめて振り込みます。
- ※4 5月に4月・5月分の2か月分をまとめて振り込みます。
- ※5 2月に2月・3月分の2か月分をまとめて振り込みます。
- ※6 1月に1月～3月分の3か月分をまとめて振り込みます。

(3) 振込通知

振込通知は行いません。通帳の記帳で入金を確認させてください。

(4) 振込口座の照会

改姓・口座解約等により振込不能となった場合、県から各学校に対して照会を行います。

照会は電話又はFAXにより行いますので、当該事項を本人に確認し、速やかに回答願います。

別表1 (学力基準)

在学する学校及び学年	中学校	高等学校		専修学校の高等課程	
	第3学年	第1学年	第2学年以降	第1学年	第2学年以降
基準となる学年	中学校第2学年	中学校第3学年	前年度在学した学年	中学校第3学年	前年度在学した学年
基準となる学習成績	3.5	3.5	3.0	3.5	在学する学科の 平均水準値
学力特例に該当する者の学習成績	3.0	3.0	2.7	3.0	在学する学科の 平均水準値

別表2 (基準金額)

区分	基準金額	
世帯 人員	1人	1,430,000円
	2人	2,290,000円
	3人	2,640,000円
	4人	2,860,000円
	5人	3,070,000円
	6人	3,250,000円
	7人	3,410,000円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに
160,000円を世帯人員の基準額に加算する。

別表3 (給与収入(所得)の控除額)

年間総収入金額	控除金額
4,000,000円以下の場合 (ただし、総収入金額が3,290,000円以下の控除額は、総収入金額と同額とする。)	年間総収入金額×0.2+2,630,000円
4,000,000円を超え8,780,000円以下の場合	年間総収入金額×0.3+2,230,000円
8,780,000円を超える場合	4,860,000円

備考 万円未満は四捨五入する。
※早見表はP31を参照願います。

別表4 (特別控除額)

区分	世帯の状態	特 別 控 除 額			
A 世帯を 対象と する 控除	母子又は父子世帯であること	490,000円			
	就学者のいる世帯であること (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	80,000円		
		中学校	160,000円		
			自宅通学者	自宅外通学者	
		高等学校	国公立	280,000円	470,000円
			私立	410,000円	600,000円
		高等専門学校	国公立	360,000円	550,000円
			私立	600,000円	800,000円
		大 学	国公立	590,000円	1,020,000円
			私立	1,010,000円	1,440,000円
		専修学校	高等課程	国公立	170,000円
	私立			370,000円	460,000円
	専門課程		国公立	220,000円	620,000円
私立			720,000円	1,120,000円	
障害のある者がいる世帯であること	障害のある者1人につき	860,000円			
主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、710,000円を限度とする。				
長期に療養を必要とする者のいる世帯であること	療養のため定期的に特別な支出をしている年間金額				
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑又は店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出の増大又は収入減になると認められる年間金額				
B 申 請 者 控 除	申請者が高等学校等に進学を予定する場合	280,000円			
	申請者が高等学校等に在学している場合	区 分	自宅通学者	自宅外通学者	
		高 等 学 校	国公立	280,000円	470,000円
			私立	410,000円	600,000円
		専修学校の 高等課程	国公立	170,000円	270,000円
私立	370,000円		460,000円		

備考 1 A欄の「就学者のいる世帯であること」による控除には、申請者分は含めない。

2 A欄の控除については、該当する特別の事情が二つ以上ある場合は、これらの特別控除を併せて控除することができる。

別表5 (面接)

項目	評定要素	観 察 内 容
1	素質・能力	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な知識・技能習得の程度はどうか ・学ぶことについての基本的態度はどうか ・独創性や創造性はどうか ・芸術や文化、スポーツについて興味を有し、あるいは参加しているか
2	学習意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい知識や情報を広く求めようとしているか ・学習目標達成への興味・関心を持っているか ・自ら熱意を持って学習に取り組んでいるか
3	進路	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の希望する進路について明確な関心を持ち、その実現に向けて熱意を持って努力を続けているか
4	社会への関心	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境の変化と人間の係わりなどについて関心があるか ・情報化、国際化が急速に進む社会において、自分自身がどのように関わっていこうと思っ ているか ・少子化、高齢化の進む現在の社会について、どのような関心を持っているか ・社会に対する貢献やボランティア活動等の社会参加、社会還元について関心があるか
5	性格	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の性格（長所や短所）をどのようにとらえているか ・協調性・社会に対する連帯感・自分の言動に対する責任感等はどうであるか
6	規律遵守性	<ul style="list-style-type: none"> ・決まりや規則などに従い、それをよく守っているか ・規律ある生活を営んでいるか
7	奨学生の心構え	<ul style="list-style-type: none"> ・学業を最後までやり遂げる強い意志があるか ・良識ある社会人を目指す自立心があるか ・奨学資金は貸付けであり、将来、必ず返還しなければならないことを意識しているか

別表6 (面接・人物評定点)

評定点	評 定 内 容
5	奨学生（生徒）として特に優れている
4	奨学生（生徒）として優れている
3	奨学生（生徒）として適している
2	奨学生（生徒）として努力がある
1	奨学生（生徒）としてかなり努力がある

奨学資金貸付申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けたいので、高等学校等育英奨学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

学校名 立 高等学校 分校 専攻科 専修学校(高等課程) 全日制 定時制 通信制 (単位制) () 科 学年 組 年4月第1学年入学

フリガナ											
本人氏名	住所	(〒) 電話番号() -									
		生年月日 年 月 日生									
フリガナ	住所	(〒) 電話番号() -								職業	
保証人		(続柄:本人の)								年収(税込み)	円
家族	父母等の被扶養者	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入・売上金額(税込み) 万円				審査所得金額(税込み) 万円	
		父								①	
		母								②	
										③	
										④	
										⑤	
										⑥	
[①～⑥の計] 世帯合計審査所得金額										⑦	
成学者	◎ 本人	続柄	氏名	※設置者	※在学学校	※通学別				控除額 万円	
				国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外				⑧	
				国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外				⑨	
				国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外				⑩	
特別控除	ア 母子・父子世帯(子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等) (一律 万円)										⑫
	イ 障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等) (1人につき 万円)										⑬
	ウ 主たる家計支持者が別居している世帯(別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費) (万円限度)										⑭
	エ 長期に療養を必要とする人のいる世帯(6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)										⑮
	オ 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時まで被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)										⑯
[⑧～⑯の計] 控除額合計										⑰	
学校認定欄	[⑦-⑰] 認定所得金額										⑱
	認定世帯人員 人					基準金額					⑲
県認定欄	認定世帯人員 人					認定所得金額					

(裏面)

家 庭	奨学資金の貸付けを希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することなどを記入すること。		
事 情	(家計急変による貸付けを受けようとする者のみ記入すること。)		
	<p>1 家計急変の事由</p> <p>※ ア 家計支持者等が会社の倒産等により解雇又は早期退職 イ 家計支持者等が死亡又は離別</p> <p>ウ 家計支持者等が破産 エ 病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少</p> <p>オ 火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少</p> <p>2 事由が生じた年月日 年 月 日</p>		
学 習 に 対 す る 意 欲	学校で取り組んでみたいこと、将来の展望などを記入すること。		
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。			
親 権 者 等	氏名		本人との続柄
	住所	(〒)	

<p>生徒本人は本校に在学し（自宅通学者・自宅外通学者）であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">学 校 名</p> <p style="text-align: center;">学校長氏名</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div> </div>			
担当者氏名		問合せ先電話番号	() -

奨学生学力基準等審査書

学校名		全日制定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
区 分	予約・在学・緊急	氏 名		
学習成績(5段階評価) の 評 定 平 均 値	・	人 物 評 定	・	
委員会・ボランティア活動		クラブ・部活動		
学校長の所見 ※特例又は緊急申請に該当する場合。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>				
高等学校等育英奨学資金貸付奨学生選考要領第11の規定に基づき、報告します。 年 月 日 宮城県教育委員会 殿 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> 学 校 名 学 校 長 氏 名 </div> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; margin-left: auto;"> 印 </div> </div>				
担当者氏名		問合せ電話番号	— —	

人 物 評 定 書

学校名		学年・組	年 組
区 分	予約・在学・緊急	氏 名	

面接評定項目	面接評定の観点	評定点	
1 素質・能力	基礎的知識・技能習得の程度 学習への関心・意欲・態度 独創性・創造性 芸術文化・スポーツへの興味と活動への参加		
2 学習意欲	知識や情報の探求 学習目標達成への興味・関心 学習への意欲と取り組み		
3 進 路	希望校への関心と進路実現への努力		
4 社会への関心	地球環境の変化と係わり方への関心 情報化・国際化への係わり方への関心 少子化・高齢化社会への関心 社会への貢献やボランティア活動への参加		
5 性 格	自己の性格（長所や短所）のとらえ方 協調性や社会に対する連帯感・責任感		
6 規律遵守性	決まりや規則の遵守 規律ある社会への営み		
7 奨学生の心構え	学業を最後までやり遂げる強い意志 良識のある社会人を目指す自立心 奨学資金の返還意識と理解度		
合 計			① (35点満点)
面 接 点 ① (_____ 点) ÷ 7			② (5点満点, 小数点以下第2位で四捨五入)

面接評定は各項目ごと「5点：奨学生として特に優れている。」～「1点：奨学生としてかなり努力がいる。」

評定項目	評定の観点	評定点	
普段の学校生活	学校諸記録及び指導要録の「行動及び性格の記録」等から総合的に評定		③ (5点満点)

普段の学校生活は「5点：奨学生として特に優れている。」～「1点：奨学生としてかなり努力がいる。」

合計点 ② + ③ = _____ 点 (奨学生学力基準等審査書に移記)

面接質問事例

この『質問事例』は参考です。皆様のご見識による適切な質問により、奨学生としての人物評定がなされるようお願いいたします。

1. 導入（呼びかけ）

これから面接を始めます。

2. 素質・能力

- あなたの学校（卒業した学校）はどんな学校ですか、紹介してみてください。
- 学校生活を振り返ると自分にとってどうであったか。よかったと思う点、反省している点など、現在感じていることを聞かせてください。
- あなたは勤労体験に関する学習とか、地域の奉仕活動とか、ボランティア活動に参加したことがありますか。あればその時の感想を聞かせてください。
- 何のために学校で勉強するのか、疑問に思ったことはありませんか。
- どんな趣味（音楽・美術・スポーツなど）を持っていますか。それは自分の生き方にどんな影響を与えていると思いますか。
- スポーツは得意なものがありますか。スポーツはあなたにとってどんな意味がありますか。

3. 学習意欲

- あなたの好きな教科・科目は何ですか。それはどうしてですか。
- あなたの将来の希望、『私はこうなりたい』と思うことを述べてみてください。
- 苦手な教科・学科がありますか。その克服のためどんなことをしていますか。
- あなたの特技はなんですか。なにか取得した資格がありますか。また、それらを将来生かしたいと思っていますか。
- 情報化時代に向かって、何か身につける努力をしていますか。パソコンを何かに利用していますか。
- 学校の勉強は予習に力を入れますか。それとも復習に力を入れますか。あなたの考えを聞かせてください。

4. 進路

- あなたが進学をしたと言ったとき、保護者（両親等）はどういうご意見でしたか。
- 希望校に入学したら、どのようなことをしたり、身につけてみたいと思っていますか。強く望んでいることを話してください。
- 進学先（この高校を）を選んだ理由は何ですか。
- 将来あなたが活躍したい分野は何ですか。現在考えているあなたの将来の姿について聞かせてください。

5. 社会への関心

- 最近の社会的な出来事に関心を持った問題がありますか。それについてはどう思いますか。
- 地球の温暖化、海洋汚染、酸性雨など、環境悪化が問題となっています。あなたは、身の回りで起こる自然環境の変化について考えたり、行動したりすることがありますか。
- 少子化、高齢化が進んでいると聞きますが、このことについてあなたは考えたことがありますか。
- 国際化が進む社会で日本人としてあなたは、どのように考え、行動したらよいでしょうか。あなたの考えがありますか。

6. 性格

- あなたは、一口に言って、自分をどんな人間だと思えますか。
- あなたは、人に物を頼むのと頼まれるのと、どちらが好きですか。それはどうしてですか。
- あなたは、自分と意見の違う人がいた場合、どうしますか。
- 自分の長所を伸ばし、短所を治すため、日頃から心がけていることがありますか。
- 学校生活（委員会・クラス・部活動）で委員をしたことがありますか。その時に心がけたことは何ですか。

7. 規律遵守性

- 社会生活や学校生活の中で、きまりやルールがありますが、あなたはそれを守っていると思えますか。
- あなたは休業中、進学に向けて学習計画を立てていますか。その計画についてどのように過ごしていますか。
- 進学後、一人暮らしをするとしたら、どんなことに気が付いたら良いと思えますか。

8. 奨学生の心構え

- 最近、学校でおしゃべりが止まなかったり、着席せずに歩き回ったりして、授業が出来ないことがあると聞きますが、あなたはどう思いますか。
- 最近、高校生の中退者が増えていますが、あなたはどう思いますか。
- 募集は何で知りましたか。
- 応募にあたり、あなたの先生や保護者の助言がありましたか。
- 奨学資金は貸付であり、卒業後は償還しなければなりません。このことを知っていましたか。
- 卒業後、償還したお金は後輩のための奨学資金になります。このことを理解していますか。

9. 締めくくり

- 以上で面接をおわります。

貸付内定番号						
進 学 届 兼 誓 約 書						
年 月 日						
宮城県教育委員会 殿						
私は、高等学校等育英奨学資金の貸付けを予定する旨の決定を受けておりますが、この度以下のとおり進学しましたので、高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則第12条第2項の規定により進学届を提出します。					奨学生番号(記入不要)	
進 学 学 校 名	立			高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	
					科 学 科	
					1 年 組	
本 人	フリガナ				(〒)	電話番号() -
	氏 名	印			住 所	
	生 年 月 日	年 月 日				
	本 籍					
宮城県教育委員会 殿						
私及び保証人は、私が高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けるに当たり、以下に記載の貸付条件に同意の上、高等学校等育英奨学資金貸付条例及び同施行規則の規定を遵守し、償還することを約束し、誓約書を提出します。						
貸 付 月 額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円 ただし、貸付期間中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。						
貸 付 の 始 期 <input style="width: 50px;" type="text"/> 年 <input style="width: 50px;" type="text"/> 月 分 从 ち						
貸 付 の 終 期 在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までとします。 ただし、それ以前に貸付けを停止された場合は、その期日までとします。						
貸 付 金 額 奨学資金貸付終了の時期に貸付金額の総額が確定します。						
保 証 人	フリガナ				(〒)	電話番号() -
	氏 名	印			住 所	
	生 年 月 日	年 月 日		本人との続柄		
	本 籍					職 業
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。						
親 権 者 等	氏 名				本人との続柄	本人の()
	住 所	(〒)				

誓 約 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

私及び保証人は、私が高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けるに当たり、以下に記載の貸付条件に同意の上、高等学校等育英奨学資金貸付条例及び同施行規則の規定を遵守し、償還することを約束し、誓約書を提出します。

貸付月額 円 ただし、貸付期間中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸付の始期 年 月分から

貸付の終期 在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までとします。
ただし、それ以前に貸付けを停止された場合は、その期日までとします。

貸付金額 奨学資金貸付終了の時期に貸付金額の総額が確定します。

奨学生番号(記入不要)

本	学校名	立		高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学科	年 組
	フリガナ			(〒)	電話番号() -		
人	氏名	印		住 所			
	生年月日	年 月 日					
人	本籍						
保 証 人	フリガナ			(〒)	電話番号() -		
	氏名	印		住 所			
人	生年月日	年 月 日			本人との続柄	本人の()	
人	本籍					職業	
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。							
親 権 者 等	氏名			本人との続柄	本人の()		
	住所	(〒)					

高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書

宮城県知事殿

私に貸し付けされる高等学校等育英奨学資金貸付金については、下記の口座へ振り込まれるよう願います。

年 月 日

学 校 名

奨学生番号

奨学生氏名

※新規の場合「奨学生番号」の記入は不要です。

口座名義 (漢字)		口座名義 (カナ)					
振込 口座	(※奨学生本人の口座です。)						
	金融機関名 支店名	銀行 信金・信組 労金・農協	本店 支店	預金 種目	口座番号		
	コード	銀行番号	店番号	普通 預金			

<記入上の注意点>

- 1 太枠内□の該当項目、又は変更する項目について記入してください。
- 2 この依頼書には、全て奨学生本人について御記入ください。
- 3 口座番号が6ケタ以下の場合、前に「0」をつけて7ケタでご記入ください。
- 4 振込口座は、奨学生本人の名義の普通預金口座に限ります。(貯蓄預金・定期預金は登録できません。)

<通帳の写>

◎ ここに通帳の「表紙」の写しをのりで貼り付けて下さい。

* 以下について注意してください。

- ① 通帳の写しは奨学生(生徒)本人のものですか。
- ② 「ゆうちょ銀行」の場合は、通帳表紙の裏面、店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人 が書かれている部分の写しを貼り付けてください。
- ③ 長期間(10年前後)使用していない預金通帳は「失効」して使えない場合があります。あらかじめ銀行等で確認しておいてください。
- ④ 「貯蓄(積立)預金」, 「定期預金」は登録できません。

第2章

採用後の諸手続き

第1 異動

異動とは、奨学生等の状態に変動が生じた場合の総称を言います。

「奨学生異動届」は、本人等が異動事由発生後速やかに届け出を行うこととなります。ただし、届け出が遅延した場合、不利益が生じることがありますので、学校が異動事由の発生を確認した場合は速やかに「奨学生異動報告書(学校用)」により報告願います。

1 休学

- (1) 「奨学生異動届(一般)」(P46)により本人が届け出ることとなります。
- (2) 奨学資金の貸付は、休学期間中「貸付けの休止」(P43)となります。
- (3) 届け出が遅れた場合、奨学金の返納が生じることとなるので、学校は「奨学生異動報告書(学校用)」(P47)により速やかに県に報告願います。

2 復学

休学、停学、長期の学習中断、同一学年履修により「貸付けの休止」(P43)を受けていたものが、復学等により貸付けを再開するための手続です。(※学籍上の復学とは異なります。)

- (1) 「奨学生異動届(一般)」(P46)により本人が届け出ることとなります。
- (2) 貸付けの休止期間が満了した場合や、休止期間より早く復学した場合等の原因を問わず、いかなる場合であっても必ずこの手続をとらない限り、貸付けを再開しません。
- (3) 届け出が遅れた場合、不利益が生じることとなるので、学校は「奨学生異動報告書(学校用)」(P47)により速やかに県に報告願います。

3 転学・転籍

転学又は転籍後も貸付けの継続を希望する場合。

ただし、転学又は転籍に伴い、辞退する場合は「8辞退」(P38)の手続となります。また、保護者が県外に転出する場合は資格喪失により「貸付けの停止」(P45)となります。

- (1) 「奨学生異動届(一般)」(P46)により本人が届け出るとともに「奨学資金継続願兼貸付期間変更願(転学)」(P53)又は「貸付期間変更申請書(転籍)」(P54)により申請してください。
- (2) 届け出が遅れた場合、奨学金の返納が生じる場合があるので、学校は「奨学生異動報告書(学校用)」(P47)により速やかに県に報告願います。

貸付期間は、転校後の高等学校等の正規の修業年限に変更します。

例：全日制から定時制の高校に転校した場合は、貸付期間は3年間から4年間に変更します。

ただし、同一学年を繰り返す場合などは必ずしも卒業まで貸付けができない場合もあります。

4 退学

※退学の場合、債権管理のため特に迅速な処理が必要となります。

- (1) 「奨学生異動届(一般)」(P46)により本人が届け出ることとなります。
- (2) 奨学資金は「貸付けの停止」(P45)となります。
- (3) 届け出が遅れた場合、奨学金の返納による不利益が生じることとなるので、学校は「奨学生異動報告書(学校用)」(P46)により速やかに県に報告願います。
- (4) 報告を受け県は、「借用証書」(P61)、「償還明細書」(P62)を作成し学校に送付しますので、本人に交付願います。
- (5) 学校は、本人の作成した「借用証書」、「償還明細書」を審査し県に送付してください。また、県から送付された、「貸付停止通知書」、「償還の手引」を本人に交付してください。

5 停学（30日以上）

- (1) 「奨学生異動届（一般）」(P46)により本人が届け出ることになります。
- (2) 停学の期間に、月の全日が含まれる場合、その月は「貸付けの休止」(P43)となります。
- (3) 届け出が遅れた場合、奨学金の返納等の不利益が生じることとなるので、学校は「奨学生異動報告書（学校用）」(P47)により速やかに県に報告願います。

6 長期学習中断（30日以上）

- (1) 「奨学生異動届（一般）」(P46)により本人が届け出ることになります。
- (2) 学習中断期間に、月の全日が含まれる場合、その月は「貸付けの休止」(P43)となります。
- (3) 届け出が遅れた場合、奨学金の返納等の不利益が生じることとなるので、学校は「奨学生異動報告書（学校用）」(P47)により速やかに県に報告願います。

7 同一学年履修

進級できなかったため、同一の学年を重ねて履修するとき。

- (1) 「奨学生異動届（一般）」(P46)により本人が届け出ることになります。
- (2) その年度は「貸付けの休止」(P43)となります。
ただし、「貸付けの休止の特例」(P44)に該当する場合があります。
- (3) 届け出が遅れた場合、奨学金の返納等の不利益が生じることとなるので、学校は「奨学生異動報告書（学校用）」(P47)により速やかに県に報告願います。（「第2現況報告について1奨学生資格確認」(P40)参照）

8 辞退

- (1) 「奨学生異動届（一般）」(P46)により本人が届け出ることになります。
- (2) 奨学資金は「貸付けの停止」(P45)となります。
- (3) 届け出が遅れた場合、奨学金の返納が生じることとなるので、学校は「奨学生異動報告書（学校用）」(P47)により速やかに県に報告願います。
- (4) 報告を受け県は、「借用証書」(P61)、「償還明細書」(P62)を作成し学校に送付しますので、本人に交付願います。
- (5) 学校は、本人の作成した「借用証書」、「償還明細書」を審査し県に送付してください。また、県から送付された、「貸付停止通知書」、「償還の手引」を本人に交付してください。
採用決定後、「一度も奨学資金の振り込みを受けずに辞退する場合」も同様となりますがこの場合、借用証書等の提出は必要ありません。

9 住所・氏名の変更

本人・保護者・保証人の住所又は氏名に変更があった場合。

- (1) 奨学生異動届（住所・氏名）(P48)により本人が届け出ることになりますが次のことに注意願います。
 - ① 本人以外の変更については、その事実を記載した住民票等の添付が必要となること。
 - ② 本人又は保護者の住所変更により通学形態に変更が生じた場合は、貸付月額の変更（「第1章第9自宅外通学者月額」(P20)参照）となること。
 - ③ 保護者が県外に転出した場合は、資格の喪失となり「貸付けの停止」(P45)となること。ただし、「第8保護者住所基準の特例」(P44)に該当する場合は継続して貸付けを受けることができること。
- (2) 保護者が県外へ転出し届け出が遅れた場合、奨学金の返納が生じることとなるので、学校は「奨学生異動報告書（学校用）」(P47)により速やかに県に報告願います。

10 保証人の変更

保証人を、死亡、離別、その他の理由により変更する場合。

- (1) 保証人変更願(P49)により本人が願い出ることになりますが、その選任にあたっては「第1章第1募集概要4申請及び審査」(P3)の「保証人」の要件を満たすことが必要です。なお、新たな保証人の住民票・収入を証する書類の添付が必要となります。
- (2) 県では提出された書類を審査し、不承認の場合のみ通知を行います。
- (3) 新たな保証人を選任することができない場合は、奨学生資格を喪失し「貸付けの停止」(P45)となるので、十分注意願います。

11 死亡

本人が死亡した場合。

- (1) 「奨学死亡届」(P50)により保証人が届け出ることになります。
 - (2) 奨学資金は「貸付けの停止」(P45)となります。
 - (3) 届け出が遅れた場合、奨学金の返納が生じることとなるので、学校は「奨学生異動報告書(学校用)」(P47)により速やかに県に報告願います。
 - (4) 報告を受け県は、「借用証書」(P61)、「償還明細書」(P62)を作成し学校に送付します。
 - (5) 学校は、保証人の作成した「借用証書」、「償還明細書」を審査し県に送付してください。また、県から送付された、「貸付停止通知書」、「償還の手引」を保証人に交付してください。
- ※ 本人の死亡を理由とした「償還免除」の手続きについては、該当者に別途通知します。

12 振込預金口座の変更

自己の都合により振込口座を変更する場合。

- (1) 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書(P36)により本人が願い出ることになります。
- (2) 毎月20日頃までに県に到達したものは、翌月分から振込可能となります。それ以降については、翌々月以降となることから、旧口座を解約する場合は依頼書提出後2ヶ月以上経過してから行うよう本人に指導願います。
 - ① 変更後の口座名義についても、奨学生本人名義に限る。
 - ② 変更した口座に正しく入金されているか、本人等に記帳させるなどして確実に確認させること。

13 通学区分異動による貸付月額の変更(「自宅外通学者月額」(P20)参照)

通学形態(自宅通学者・自宅外通学者)が変更となる場合。

自宅通学者から自宅外通学者(増額)となる場合は希望者のみ、自宅外通学者から自宅通学者(減額)となる場合は必ず変更することとなります。

自宅通学者が留学(休学による留学を除く。)する場合は、自宅外月額を希望することができます。

- (1) 「貸付月額変更願」(P52)により本人が願い出ることになります。
- (2) 既に振り込まれた奨学資金について、返納が生ずることがあります。
 - ① 減額については、事由発生日の翌月(その日が月の初日の場合は、その月から)から減額となる。
 - ② 増額については、願出のあった月の翌月(その日が月の初日の場合は、その月から)から増額となる。

14 その他

その他の異動事項が生じた場合は、速やかに連絡願います。必要な手続き等について別途連絡します。

第2 現況報告

現況報告とは、奨学生の貸付対象者としての資格を確認するためのものです。

現況報告には次の2種類があります。

1 奨学生資格確認

年度の始めに、奨学生の在籍状況等の確認を行い、奨学資金貸付の事故防止を図るものです。

(1) 基準日 4月1日

(2) 奨学生資格確認書の送付

県では、3月中旬ごろ、基準日に奨学生資格を有する者のデータを記載した奨学生資格確認書を各学校長あてに送付します。

(3) 学校長の確認

各学校では、該当者について基準日の現況について学籍簿及び本人の事情聴取などにより確認を行います。

① 在籍 在籍の有無

② 進級 進級又は原級留置の別

③ 通学 自宅通学者又は自宅外通学者の別

④ 休学 休学の有無

⑤ 保護者県外転出 保護者の県外へ転出の有無

⑥ その他 上記に掲げる以外で、奨学生資格の異動の有無等

(4) 報告

確認後、奨学生資格確認書を4月15日までに県に提出してください。その際、異動事項を有する奨学生には「第1異動」(P37)により所定の手続きについて指導し、奨学生の提出する奨学生異動届もあわせて提出願います。

2 奨学生現況報告

奨学生本人に1年間の学習状況等の報告と奨学資金の必要性の判断を行わせ、奨学生としての自覚を促すとともに、学校長の所見により必要な措置を講ずるものです。

(1) 基準日 1月1日

(2) 対象者

次に掲げるものを除いた奨学生。

① 貸付期間が満了する学年に属する者

② 家計急変(緊急)採用された者

③ その他県が認める者

(3) 現況報告書の送付

県では、12月中旬ごろ現況報告書及び対象者名簿を各学校あて送付します。各学校では対象者に現況報告書を配布し、学校への提出期限の指示をお願いします。

(4) 奨学生の現況報告

奨学生は、次のことについて現況等を報告することになります。

① 学習状況 1年間の学習の取り組み状況、今後の目標等

② 生活状況 学校内、学校外での活動状況等

③ 経済状況 1年間の家計状況の変移等

④ 継続意思 翌年度における貸付期間継続希望の有無

(5) 学校長の所見

学校長は、奨学生の現況報告書の提出を受け、その者の学習成績、生徒としての態度・行動、家計状況等を

総合的に判断して次の判定を行ってください。指導又はその他とした場合は、学校長の意見もお願いします。

① 適格 奨学生としてふさわしいと認められる者

② 指導 次のいずれかに該当する者

イ 卒業(修了)延期のおそれはないが、学習成績が他の生徒に比べて劣っている者

ロ 学修の意欲にかける者

ハ 当該年度において停学その他の処分を受けた者

③ その他 前記以外の者で、休止又は停止に該当する者など

(6) 報告

奨学生現況報告書と対象者名簿を1月20日までに県に提出してください。その際、「その他」と判定した奨学生や異動事項を有する奨学生には「第1異動」(P37)により所定の手続きについて指導し、奨学生の提出する奨学生異動届もあわせて提出願います。

(7) 学習状況指導通知書

県では、奨学生の現況報告の内容と学校長の所見により、奨学生が学習状況等について指導を要する状況があると認めるときは、「学習状況等指導通知書」を作成し学校に送付しますので、本人へ交付するとともに、併せて学校長からも奨学生としての自覚を促すようご指導願います。

第3 家計急変（緊急）採用奨学資金延長

「第1章第8家計急変（緊急）採用」（P19）を参照願います。

1 対象者

家計急変（緊急）採用奨学資金を借受け中で、次の条件を満たす者。

- (1) 家計急変（緊急）採用奨学生として当該年度に採用されたこと。
- (2) 家計急変事由の発生が当該年度中であること。
- (3) 当該年度末においても家計が好転せず、奨学資金が必要と認められること。

2 手続

「緊急採用継続申請書」(P55)により、本人が願い出ることになります。

なお、手続の詳細については、年度末に該当者がいる学校に対し別途通知します。

第4 専攻科奨学資金延長

1 対象者

高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の本科から専攻科に進学し、貸付期間の延長を希望する者。

2 手続

「専攻科進学届兼貸付期間延長申請書」(P56)により本人が願い出ることになります。

他校の専攻科へ進学する場合は、「3 転学」(P37)の手続きも必要になります。

手続の詳細については、年度末に別途通知します。

第5 貸付けの休止

1 休止事由と期間

次のいずれかに該当するときは、その期間貸付けが休止されます。該当するに至ったときは、速やかに「第1異動」(P37)により手続きを行ってください。なお、貸付けの休止の期間は全て月を単位として行います。

(1) 休学したとき

休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から復学した日の属する月の前月までの期間

(2) 停学処分を受けたとき

停学の期間の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から復学した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日が属する月）までの期間

(3) 長期にわたって学習を中断したと認められるとき

、学習を中断したと認められる日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から学習を中断したと認められる事実がなくなった日の属する月の前月までの期間。

※ 長期の学習中断の場合でも、次の条件に該当する場合は、奨学資金では長期欠席として取り扱わず休止としない。

① 病気その他やむを得ない事由による欠席であること。

② その欠席によっても卒業延期の恐れがなく、正規の修業期限内に成業の見込みがあると学校長が認める場合。

(4) 高等学校等において同一の学年を重ねて履修するとき（特例あり(P44)）

当該履修期間

(5) その他奨学資金の貸付けを受けることが適当でないとして認められるとき

必要と認められる期間

2 奨学資金の返納

上記のいずれかに該当し、その届出等の遅延により休止期間に該当する期間に振り込まれた奨学資金については、即時返納することとなります。

返納振込書を作成し、学校へ送付しますので、本人に交付し、期限内に返納するよう指導願います。

第6 貸付けの休止の特例

同一の学年を重ねて履修することとなった場合で、奨学資金の貸付けを休止することにより、奨学生の修学に著しい支障が生じると認められるときは、申請により、奨学資金の貸付けを休止しないことができます。

1 特例条件

次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 同一の学年を重ねて履修することとなった理由が、怠学、学習の不振、性行不良によるものでないこと。
- (2) 同一の学年を重ねて履修することとなった前年度又は当該年度に休学したことによる貸付けの休止の期間があること。

2 特例期間

休止の特例の期間として認められる期間は、上記1(2)の貸付けの休止の期間に相当する期間分です。

- (1) 2学年の全期間を休学した場合

学年	1年	2年	2年	3年	
		(休学)休止	休止の特例		
月数	12月		12月	12月	合計36月

- (2) 2学年中途から一年間休学した場合

学年	1年	2年	2年	3年	
		(休学) 休止	休止の特例		
月数	12月	5月	7月	12月	合計36月

- (3) 2学年中途から8カ月休学した場合

休止の特例の開始時期は、全て卒業期に合わせることになります。

学年	1年	2年	2年	3年	
		※1	※2	休止の特例	
月数	12月	4月	8月	12月	合計36月

※1：休学による休止期間

※2：同一の学年を重ねて履修することによる休止期間

3 手続

「貸付継続申請書」(P51)により、本人が願い出ることになります。

第7 貸付けの停止

1 停止事由

次のいずれかに該当するときは、貸付けが停止されます。該当するに至ったときは、速やかに「第1異動」(P37)により手続きを行ってください。

(1) 次のいずれかに該当するとき

- ① 高等学校等に在学しなくなったとき
- ② 保護者が宮城県内に住所を有しなくなったとき（いわゆる単身赴任を除く）
- ③ 学力及び資質が優れていると認められなくなったとき
- ④ 経済的理由による修学の困難がなくなったとき

(2) 奨学資金の貸付けを辞退したとき

(3) 偽りその他不正の手段により奨学資金の貸付けを受けたと認められるとき

(4) 奨学資金を学資以外の用途に使用したと認められるとき

(5) その他奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

- ① 同一の学年を再び重ねて履修し、かつ、成業の見込みがないと認められるとき
- ② 修得単位（科目）が皆無又はきわめて少ないとき
- ③ 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生として適当でないと認められるとき
- ④ その他、奨学生としての責務を怠り、特に奨学生として適当でないと認められるとき

2 奨学資金の返納

上記のいずれかに該当し、その届出等の遅延により停止事由発生後に振り込まれた奨学資金については、即時返納することとなります。

返納振込書を作成し、学校へ送付しますので、本人に交付し期限内に返納するよう指導願います。

3 借用証書・償還明細書の作成

貸付停止の決定がされたときは、「第3章 貸付終了後の取扱い」により速やかに手続き願います。

第8 保護者住所基準の特例

保護者が宮城県内に住所を有しなくなった場合は、奨学生要件の喪失となり貸付けが停止されますが、次の場合は、引続き奨学生として貸付けが継続されます。

- (1) 現に奨学生である者の保護者が県内に住所を有しなくなった日の属する年度内に、奨学生が、その在学する高等学校等を卒業又は修了する見込みであるとき。
- (2) その他、特別の事情がある場合で、教育委員会が必要と認めたとき。

上記のいずれかに該当する場合でも、「第1異動9住所・氏名等の変更」(P38)により手続きを行ってください。

奨学生異動届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

奨学生番号

本人	学校名	立	高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学科	年 組
	フリガナ	住所 (〒)		電話番号() -		
	氏名	住所				
保証人	氏名					

異動年月日	年 月 日	←異動の生じた(る)年月日を記入すること。
-------	-------	-----------------------

異動種別	異 動 内 容 等	異 動 理 由
休 学	年 月 日から 年 月 日まで(30日以上のみ)	
復 学	年 月 日復学	
転 学	年 月 日から ~転学	
転 籍	年 月 日から ~転籍	
退 学	年 月 日退学	
停 学	年 月 日から 年 月 日まで(30日以上のみ)	
長期学習中断	年 月 日から 年 月 日まで(30日以上のみ)	
同一学年履修	年 月 日から 年 月 日まで(第 学年)	
辞 退	年 月 日辞退	

↑ 該当箇所に○印を付すること。

※ 貸付けが終了する者のみ記入すること。

奨学資金の貸付けを受けた期間	年 月分から	年 月分まで
----------------	--------	--------

本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。

親権者等	氏名	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)	

学校長証明	上記のとおり相違ありません。	年 月 日
	学 校 名	印
	学 校 長 名	

学校担当者名	電話番号	() -
--------	------	-------

奨学生異動報告書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

次のとおり異動が生じたので、報告します。

奨学生番号

本人	学校名	立			高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	氏名	カナ	漢字	住所	(〒)	電話番号()	-	

異動年月日	年	月	日	←異動の生じた(る)年月日を記入すること。
-------	---	---	---	-----------------------

	異動種別	異 動 内 容 等	異 動 理 由
<input type="checkbox"/>	保護者県外転出	年 月 日転出(単身赴任を除く)	
<input type="checkbox"/>	休 学	年 月 日から 年 月 日まで(30日以上のみ)	
<input type="checkbox"/>	復 学	年 月 日復学	
<input type="checkbox"/>	転 学	年 月 日から ~転学	
<input type="checkbox"/>	転 籍	年 月 日から ~転籍	
<input type="checkbox"/>	退 学	年 月 日退学	
<input type="checkbox"/>	停 学	年 月 日から 年 月 日まで(30日以上のみ)	
<input type="checkbox"/>	長期学習中断	年 月 日から 年 月 日まで(30日以上のみ)	
<input type="checkbox"/>	同一学年履修	年 月 日から 年 月 日まで(第 学年)	
<input type="checkbox"/>	辞 退	年 月 日辞退	
<input type="checkbox"/>	死 亡	年 月 日死亡	
<input type="checkbox"/>	そ の 他	年 月 日	

↑ 該当箇所に○印を付すること。

※ 貸付けが終了する者のみ記入すること。

奨学資金の貸付けを受けた期間	年	月	分から	年	月	分まで
----------------	---	---	-----	---	---	-----

※1 休止・停止事由等に該当する場合、学校長は速やかに本票により報告すること。(ファクシミリ送信可)

※2 本票提出後、速やかに奨学生又は申請者からの届(原本)を県に進達すること。

学 校 長 証 明	上記のとおり相違ありません。	年 月 日
	学 校 名	
	学 校 長 名	
学校担当者名		電話番号 () -

奨学生異動届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり異動が生じたので、届け出ます。

奨学生番号

本人	学校名	立	高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	フリガナ	住所 (〒)		電話番号() -		
氏名	住所					

保証人	氏名					
-----	----	--	--	--	--	--

変更が生じたもの	本人・保証人・父・母・未成年後見人 (該当するものに○印)
----------	-------------------------------

変更が生じた年月日	年 月 日
-----------	-------

変更後	<input type="checkbox"/>	フリガナ	(〒)
	<input type="checkbox"/>	住所	
	<input type="checkbox"/>	電話番号	
	<input type="checkbox"/>	フリガナ	
	<input type="checkbox"/>	氏名	
<input type="checkbox"/>	本籍地		
<input type="checkbox"/>	通学形態	自宅通学者 ・ 自宅外通学者	

※ 変更のあった項目のみ記入すること。

変更前	住所	
	氏名	
	本籍地	
	通学形態	自宅通学者 ・ 自宅外通学者

添付書類 (変更が本人の場合は不要)	
-----------------------	--

本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。

親権者等	氏名	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)	

(変更が本人の場合) 学校長証明	上記のとおり相違ありません。	年 月 日
	学校名	印
	学校長名	

学校担当者名	電話番号	() -
--------	------	-------

保証人変更願

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり、保証人の変更を承認してください。

奨学生番号

本 人		学校名	立	高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
		フリガナ		(〒)	電話番号() -		
新 証 人		フリガナ		住所	(〒)	電話番号() -	
		氏名		住所			
保 証 人		生年月日	年 月 日	本人との続柄	本人の()		
		本籍		職業		年収 (税込み)	円
保証人の変更が承認された場合には、貸付けを受けた高等学校等育英奨学資金について、本人と連帯して奨学資金の償還の債務を負担します。							
旧		氏名		住所	(〒)		
変 更 の 理 由							
変 更 年 月 日		年 月 日					
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 新たな保証人の住民票の写し 1通 <input type="checkbox"/> 新たな保証人の収入を証する書類 1通					
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。							
親 権 者 等		氏名		本人との続柄	本人の()		
住 所		(〒)					

奨学生死亡届						年 月 日	
宮城県教育委員会 殿					奨学生番号		
次のとおり奨学生が死亡したので、届け出ます。							
奨 学 生 本 人	学 校 名	立		高 等 学 校 分 校 専 攻 科 学 校	全 日 制 定 時 制 通 信 制 (単 位 制)	科 学 科	年 組
	フリガナ	(〒)		電話番号() -			
氏 名	住 所						
死亡年月日		年 月 日					
死 因							
届 出 人	フリガナ	(〒)		電話番号() -			
	氏 名	住 所					
奨学生との続柄		奨学生本人の()					
保 証 人	氏 名						
学 校 長 証 明	上記のとおり相違ありません。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> 学 校 名 学 校 長 名 </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div> </div>					年 月 日	
学校担当者名		電話番号		() -			

貸付月額変更願

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

次のとおり貸付月額の変更を申請します。

奨学生番号

本人	学校名	立	高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学科	年	組
	フリガナ	〒		Tel ()			
	氏名		住所				
保証人	氏名						
新	変更後の通学状況	自 宅 ・ 自 宅 外	学校設置区分	国 公 立 ・ 私 立			
	変更後の貸付月額	円					
	変更の始期	年 月分から					
	本人の現住所	自宅 自宅外	〒 月 日入居				
	家族住所(自宅)	世帯主氏名 〒					
	特別な場合により自宅外月額を希望する理由						
旧	変更前の通学状況	自 宅 ・ 自 宅 外	学校設置区分	国 公 立 ・ 私 立			
	変更前の貸付月額	円					
	貸付期間	年 月分から 年 月分まで					
本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。							
親権者等	氏名			本人との続柄	本人の()		
	住所	(〒)					
学校長証明	上記の申請事項に相違はなく、月額変更は適当と認めます。 年 月 日 学 校 名 学 校 長 名 印						
学校担当者名				電話番号			

奨学資金継続願兼貸付期間変更願(転学)

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

下記のとおり転学しましたが、引続き奨学資金の貸付けをお願いします。
 なお、貸付期間については、既に決定されている期間から、転入学校の学科
 及び課程の正規の修業年限分に(延長・短縮)されるよう願います。

奨学生番号

本人	フリガナ 氏名		〒	住 所 ()
----	------------	--	---	------------

保証人	氏名	
-----	----	--

転入年月日	年 月 日
-------	-------

	学 校 名	課 程	学 科	学 年 ・ 組
転出 学校	立 高等学校			年 組
転入 学校	立 高等学校			年 組

転学理由	
------	--

転出校	従前の貸付期間	年 月 から 年 月 まで	転入校	転入課程等の正規の修業年限	年
	奨学資金最終振込年月	年 月		転入後の貸付終期	年 月
	借用証書等提出期日	年 月		奨学資金振込口座変更	する・しない

本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。

親権者等	氏名		本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

転出学校	上記のとおり、転学により本校から転出したことを証明します。			
				年 月 日
	学 校 名			印

学校担当者名		電話番号	
--------	--	------	--

転入学校	上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。			
				年 月 日
	学 校 名			印

学校担当者名		電話番号	
--------	--	------	--

貸付期間変更申請書(転籍)

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

下記のとおり転籍しましたので、既に決定されている貸付期間を転籍した
学科・課程の正規の修業年限分に(延長・短縮)することを申請します。

奨学生番号

本人	学校名	立	高等学校 分校	
	フリガナ		〒	Tel ()
	氏名		住所	

保証人	氏名			
-----	----	--	--	--

転籍年月日	年 月	日	転籍
-------	-----	---	----

転籍前	課 程	学 科	学年・組	転籍後	課 程	学 科	学年・組
	従前の貸付期間	年 月 から 年 月 まで			年	転入課程等の正規の修業年限	年
奨学資金最終振込年月	年 月		年 月	変更後の貸付終期	年 月		

転籍理由	
------	--

本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。

親権者等	氏名		本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

学校長	上記のとおり、転籍したことを証明します。			
			年 月 日	
	学 校 名	学 校 長 名	印	

学校担当者名		電話番号	
--------	--	------	--

専攻科進学届兼貸付期間延長申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

私は、現在、高等学校等育英奨学資金の貸付を受けておりますが、引続き
下記専攻科に入学を予定しておりますので、高等学校等育英奨学資金貸付条
例施行規則第8条第3項の規定により申請します。

奨学生番号

本人	学校名	立		高等学校 分校			
	フリガナ			〒	Tel ()		
	氏名			住所			
保証人	氏名						
専攻科進学予定年月日		年 月		日進学予定			
	学 校 名			課 程	学 科		
現在 学校	立			高等学校			
進学 学校	立			高等学校	専攻科		
現 在	従前の貸付期間		年 月から 年 月まで	変 更 後	転入課程等の正規の修業年限		年
	奨学資金最終振込年月		年 月		変更後の貸付終期		年 月
	借用証書等提出期日		年 月		奨学資金振込口座変更		する・しない
<p style="text-align: center;">本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。</p>							
親 権 者 等	氏名	印		本人との続柄		本人の()	
	住所	(〒)					
学 校 長	<p style="text-align: center;">上記のとおり、専攻科に入学(した・予定である)ことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">学 校 名</p> <p style="text-align: center;">学 校 長 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>						
学校担当者名				電話番号			

第3章

貸付終了後の取扱い

第1 借用証書・償還明細書・預金口座振替依頼書

「借用証書」(P61)は、宮城県と奨学生との金銭消費貸借関係を明確に証明するもの、「償還明細書」(P62)は償還方法等を確約するもの、「預金口座振替依頼書」は、償還金を口座振替の方法により償還するために必要となるものです。従って、貸付けを終了した奨学生は全員必ず提出しなければなりません。

提出のないものについては、学校では必ず提出するよう催促をお願いします。

「借用証書」、「償還明細書」及び「預金口座振替依頼書」は、「償還の手引」により奨学生が作成しますが、学校での取扱いは次のとおりです。

1 借用証書等の徴収

徴収の必要があるものは次の場合です。

- (1) 奨学資金の貸付期間が満了となったとき。
- (2) 奨学資金の貸付けが停止されたとき。
- (3) 退学又は奨学資金を辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。(第2章 第1 11(P39)参照)

(1)～(3)のいずれかに該当した場合、県から送付する「借用証書」、「償還明細書」、「預金口座振替依頼書」及び「償還の手引」を交付し、本人等が作成した借用証書等を必ず徴収してください。

(4)の場合は、保証人が本人に代わって手続をすることになります。「預金口座振替依頼書」の提出は不要)

「借用証書」・「償還明細書」の作成にあたっては、次の点に注意してください。

- 「本人氏名」欄の氏名を記入しその下に「死亡」と朱書きしてください。本人の印鑑は不要となります。
- 「親権者等」の欄は、「親権者等であった者」と読み替えてください。
- 本人の死亡を理由とした「償還免除」の手続きについては、該当者に別途通知します。

2 借用証書・償還明細書の取扱い

- (1) 3月満期者の「借用証書」には、奨学生番号・借用金額の内訳及び欄外に本人氏名・保証人氏名を印字して、また、「償還明細書」には、奨学生番号・償還期間の始期・償還方法の事項と欄外に本人氏名・保証人氏名を印字して、償還の手引とともに、学校へ送付します。

学校では、当該者に「借用証書」・「償還明細書」及び「償還の手引」を直ちに交付し、必ず期限内に「借用証書」・「償還明細書」を提出するよう指導願います。

- (2) 年度途中の満期者の「借用証書」・「償還明細書」は3月満期者と同じく印字して、貸付期間満了の2か月前に学校に送付します。
- (3) 貸付けを停止された者の「借用証書」・「償還明細書」は学校からの報告により作成しますので対象者が発生した場合は速やかに報告願います。

※ 満期者分として送付した後、貸与月額変更等により貸与総額が変更となった場合は、変更後の内容を記載した「借用証書」・「償還明細書」を改めて送付しますので、該当者に配布し、配布済の借用証書・償還明細書は破棄させてください。

3 預金口座振替依頼書の取扱い

- (1) 「償還の手引」の記入例を参考に作成させてください。
- (2) 登録できる口座は奨学生本人または保証人である父母等の名義の普通（総合）預金口座のみです。（「ゆうちょ銀行」は登録できません。）
- (3) 預金口座振替依頼書を作成後、金融機関の口座確認を受けてから提出するよう指導願います。

第2 借用証書等の審査

1 審査上の留意点

次の点に留意してください。

- (1) ペン又はボールペンで記入してあるか。
- (2) 記入漏れ、押印漏れ又は不鮮明な箇所はないか。
- (3) 「本人」・「保証人」・「親権者等」の欄はそれぞれ各人が自署しているか。
※同一筆跡と認められる場合は、必ず差し戻して各人に自署してもらってください。
- (4) 記載内容に誤りがあった場合、その訂正方法は正しく行われているか。
※砂消し、修正液等での修正は不可。

2 借用証書の審査

- (1) 作成年月日は、必ず記入されているか（満期の場合の月日は、3月31日）
- (2) 「本人」の欄は、本人が自署しているか
- (3) 「保証人」の欄は、保証人が自署し押印しているか
欄外に記載されている「保証人」と同一人物となっているか。別人を選任する場合は、「第2章第1異動について10保証人の変更」(P39)により併せて手続きを行うこととなります。
- (4) 「借用金額」は「借用金額の内訳合計額」と一致し誤り等はないか
数字が入れ替わったり、桁ずれしたりしていないか
- (5) 借用満了事由が選択されているか
- (6) 本人が未成年者の場合「親権者等」の欄は、その者が自署しているか

3 償還明細書の審査

- (1) 作成年月日は、必ず記入されているか（満期の場合の月日は、3月31日）
- (2) 「本人」の欄は、本人が自署しているか
- (3) 「保証人」の欄は「借用証書」と一致し、その者が自署しているか
- (4) 「償還金額」は借用金額と一致するか
- (5) 「償還期間」は選択した償還年数・回数と整合性があるか
- (6) 「償還方法」を選択し○印をしているか
- (7) $(「回数」 - 1) \times 「償還金」 + 「最終割賦金」 = 「償還合計」$ が「償還金額」と一致するか
- (8) 年賦、半年賦、併用償還を選択した場合、償還月が6月と12月となっているか
- (9) 本人が未成年者の場合「親権者等」の欄は、その者が自署しているか

4 預金口座振替依頼書の審査

- (1) 作成年月日は、必ず記入されているか
- (2) 奨学生番号は記載されているか
- (3) 「預金者」の欄は奨学生本人または保証人の名義になっているか
- (4) 2枚目の口座確認印欄に金融機関の確認印があるか
- (5) 「ゆうちょ銀行」でないか

第3 借用証書等の提出

1 提出期限

- (1) 3月及び年度途中の満期者の借用証書等の取扱いについては、別途通知します。
- (2) 年度途中で貸付けを停止された者の借用証書等の取扱いについては、停止後速やかに提出願います。

第4 奨学資金の償還

奨学資金は貸付金であり、貸付終了後は償還しなければなりません。

入学当初から卒業まで貸付けを受けると、貸付総額は相当な額になるので、奨学資金の申請に際して卒業後の奨学資金償還についても指導願います。

1 償還の内容

- (1) 償還月額、貸付総額（償還総額）によってその額が定められています。（均等償還）
- (2) 償還は、年賦、半年賦、月賦又は月賦及び半年賦の併用のいずれかの償還方法から選択し、貸付期間が終了してから6か月経過後から所定の期間内に、口座振替により償還することになります。
 - イ 年賦 年1回、毎年12月に12ヵ月分を償還します。
 - ロ 半年賦 年2回、毎年6・12月に12ヵ月分を2回に分けて償還します。
 - ハ 月賦 毎月償還します。
 - ニ 併用賦 借用金額を二分して得た額を、ロの半年賦の方法とハの月賦の方法により償還します。
- (3) 奨学資金の償還を怠ったときは、違約金（年10.95%）が課せられます。

2 償還期日（振替日）

毎月27日に、「預金口座振替依頼書」に記載された金融機関の口座から自動口座振替します。

（27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。）

償還方法別の振替日は次のとおりです。

償還方法		1回目の振替日	2回目以降
年	賦	借用期間終了の翌月から数えて6ヵ月経過後の12月27日	12月27日
半年	賦	借用期間終了の翌月から数えて6ヵ月経過後の6月又は12月のいずれか早い月の27日	6月及び12月の27日
月	賦	借用期間終了の翌月から数えて7ヵ月目の27日	毎月27日
併用賦	月賦分	借用期間終了の翌月から数えて7ヵ月目の27日	毎月27日
	半年賦分	借用期間終了の翌月から数えて6ヵ月経過後の6月又は12月のいずれか早い月の27日	6月及び12月の27日

3 振替額

1回当たりの振替額は、償還金に口座振替手数料を加算した額です。

振替手数料は償還者本人の負担となり、1回あたりの額は次のとおりです。

- 七十七銀行本支店の口座の場合 52円（消費税10%の場合）
- 七十七銀行以外の口座の場合 165円（消費税10%の場合）

第5 奨学資金の償還猶予

1 償還猶予の対象

償還猶予の対象となるのは次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 高等学校, 高等専門学校, 大学, 大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。
- (3) 災害又は傷病により償還が困難となったとき。
- (4) 外国で学校に在学し, 又は研究に従事するとき。
- (5) 専修学校の一般課程, 各種学校, 放送大学の選科又は科目履修生であるとき。
- (6) 大学, 大学院等への入学又は進学を準備しているとき。
- (7) 失業により償還が困難となったとき。
- (8) 平成24年4月1日以降に卒業又は退学し償還が開始される者のうち, 給与所得者においては年間収入が200万円(給与所得者以外においては年間収入額から必要経費を除いた額が122万円)以下のとき。ただし, 配偶者がいる場合は配偶者との年間収入額の合計額が300万円(給与所得者以外においては年間収入額から必要経費を除いた額が192万円)以下のとき
- (9) その他やむを得ない事由により償還が困難となったとき。

2 償還猶予の期間

1回の申請で猶予が認められる期間は1年間(1の(1)は1年度。)です。その状態が引き続く場合は, 毎年, 申請が必要です。ただし, 1の(4)から(7)まで及び(9)の事由による猶予期間の合計は5年間で限度です。

第6 奨学資金の償還免除

死亡・心身障害による償還免除

本人が死亡又は心身障害の状態になったことにより償還することができなくなったと認められるときは, 申請により償還未済額の全部又は一部の償還を免除することがあります。

借 用 証 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

奨学生番号

本 人	学校名	立	高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科学科	年 組
	フリガナ			(〒)	電話番号()	—
人	氏名			住 所		
	生年月日	年 月 日				
保 証 人	フリガナ			(〒)	電話番号()	—
	氏名	印		住 所		
生年月日	年 月 日	本人との続柄	本人の()			

高等学校等育英奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金について、次の金額を確かに借用いたしました。
 なお、この奨学資金につきましては、同条例に従い私及び保証人が奨学資金を償還することを誓約いたします。

借 用 金 額	千 百 十 万 千 百 十 円
---------	-----------------

借 用 期 間 満 了 事 由	満期 辞退 退学 停止 死亡 その他
-----------------	--------------------

借用金額の内訳

借用始期年月	借用終期年月	借用月数	借用月額	借用金額
年 月分	年 月分	月	円	円
~				
~				
~				
~				
合 計				

備考

本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。

親 権 者 等	氏名		本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

償 還 明 細 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

奨学生番号

本 人	学校名	立	高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組
	フリガナ		(〒)	電話番号() -		
保 証 人	氏名		住 所			
	フリガナ		(〒)	電話番号() -		
	氏名		住 所			

次のとおり、高等学校等育英奨学資金を償還します。
 万一、奨学資金の償還を怠った場合には、償還期限にかかわらず、償還未済額の全額に対する一括償還の請求を受けても異議を申し立てません。

償 還 金 額	円					
償 還 期 間	年 月 から		年 月 まで			
償 還 方 法	償還期日	償還年数	回数	割賦金	最終割賦金	償還合計
年賦償還	イ	毎年 月 の 日	年	回	円	円
半年賦償還	ロ	毎年 月 と 月 の 日				
月賦償還	ハ	毎月 日				
併用償還	ニ	月賦分	毎月 日			
		半年賦分	毎年 月 と 月 の 日			

※希望する償還方法(イ～ニ)に○印を付すること。

本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署すること。

親 権 者 等	氏名		本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

質疑応答集

高等学校等育英奨学資金 質疑応答集

1 奨学資金に関する一般的事項

問	答									
(1) 高等学校等育英奨学資金貸付はどのようなものですか。	<p>国の特殊法人整理合理化計画により、これまで奨学金の貸与を行ってきた「日本育英会」が廃止され、高校奨学金については各都道府県に移管されたことにより新たに設けられた事業で、平成 17 年度以降に高等学校等に入学した生徒を対象とした奨学資金の貸付事業です。</p> <p>その目的は「優れた生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに学資の貸し付けを行いその修学を支援し、有為な人材の育成を図る」ことです。</p> <p>なお、平成 16 年度までに入学した生徒の奨学金は、「日本育英会」を引き継いだ「日本学生支援機構」が行います。</p>									
(2) 奨学生となるための条件(資格)はありますか。	<p>次の 4 つの条件があります。</p> <p>①高等学校等に在学していること（予約は翌年度進学予定であること）、 ②保護者が宮城県内に住所を有していること、 ③学力及び資質が優れていること、 ④経済的理由により修学に困難があること、</p> <p>です。③と④には基準があり、その基準をもとに学校で適格審査を行います。また、申込みにあたっては保証人を選任することが必要となります。</p>									
(3) 日本国籍を有していませんが、申込みはできますか。	<p>償還完了まで引き続き日本に在留(永住者等)することが必要となります。</p>									
(4) 条件を満たし保証人等を選任できれば必ず奨学生になれますか。	<p>この事業は予算の範囲内で行うことから、適格者が多数の場合、適格者であっても奨学生として採用されないことがあります。</p> <p>宮城県では、適格者の中から「より家計が困難で、より優秀な生徒」から採用することを方針としています。</p>									
(5) 貸付けの期間は 1 年ですか。	<p>採用の種類によりそれぞれ決められています。</p> <p>予約 4 月分から正規の修業年限が満了する日の属する月分までです。 在学 採用となった学年の 4 月分から正規の修業年限が満了する日の属する月分までです。 家計急変(緊急) 採用となった月分からその年度の 3 月までの期間。ただし、家計急変の発生日がその年度内であるときは、申請により翌年度の 3 月まで延長することができます。</p>									
(6) 貸付月額は自由に設定できるのですか。	<p>奨学資金の貸付月額は、学校の設置者と通学方法により決められています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>自宅通学者</th> <th>自宅外通学者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立</td> <td style="text-align: center;">18,000 円</td> <td style="text-align: center;">23,000 円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td style="text-align: center;">30,000 円</td> <td style="text-align: center;">35,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	設置者	自宅通学者	自宅外通学者	国・公立	18,000 円	23,000 円	私立	30,000 円	35,000 円
設置者	自宅通学者	自宅外通学者								
国・公立	18,000 円	23,000 円								
私立	30,000 円	35,000 円								
(7) 貸付けはどのように行われるのですか。	<p>奨学資金は、奨学生本人名義の普通預金口座に原則として毎月振り込まれます。</p> <p>ただし、年度の初めや終わり、採用後の第 1 回目の振り込みは複数月分をまとめて振り込むこととなります。</p>									

問	答
(8) 入学一時金の貸付けはありますか。	奨学資金は授業料やその他の学資の一部を、原則として毎月お貸しするものですから、入学準備のための一時的貸付けは行っていません。 入学時に多額の借入れが必要な場合は教育ローンやその他の貸付制度をご利用願います。
(9) 他の奨学金や貸付制度と併用はできますか。	高等学校等育英奨学資金貸付は、他の奨学金や貸付制度との併用は禁止していませんが、他の奨学金や貸付制度においては併用を禁止しているものもありますので、実施団体に確認願います。
(10) 将来、特定の大学等への進学や特定の職種への就職による償還免除はありますか。	進学先や就職先を条件とした償還免除はありません。お貸しした奨学資金は卒業後10年程度の期間で全額償還していただきます。 この償還金が将来の後輩たちの奨学資金の原資となります。
(11) 高等学校から引続き大学等に進学した場合、この奨学資金の貸付けは継続できますか。	高等学校等育英奨学資金貸付は、高等学校等に在学する生徒に限られるため大学生等は対象外です。 大学等の奨学金は「日本育英会」を引き継いだ「日本学生支援機構」の奨学金が一般的ですが、その他にも民間団体等の奨学金が多数あります。在学する高等学校等や進学希望の大学等にお問い合わせ願います。 ※奨学生が高等学校の本科から引続き専攻科へ進む場合は、専攻科の正規の修業期間分延長することができます。

2 申込み方法に関する一般的事項

問	答
(1) 募集はいつ行いますか。	奨学生の申込みには次の3種類があります。 ① 予約 中学校に在学する3年生を対象に夏期に募集を行います。 ② 在学 高等学校等に在学する生徒を対象に春期に募集を行います。 ③ 家計急変(緊急) 高等学校等に在学し申請前1年以内に家計が急変した生徒を対象に随時(1月末まで)募集を行います。
(2) 募集の周知はどのように行いますか。	奨学生の募集周知は次のような方法で行っています。 ① ホームページ 宮城県 奨学金 で検索 高等学校等育英奨学資金貸付のページ http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-tyo-shogakukin/ ② 県政だよりや新聞の「県からのお知らせ」での広報。 ③ 予約募集時(7月)の対象者全員への「パンフレット」配布及び、中学校三者面談等での周知。 ④ 在学募集時(4月)に学校・学級でのポスター掲示及び、新入生予備登校(一日入学)での周知。 募集に関する周知は、主に学校を通じたものとなります。普段から生徒と保護者で学資や奨学資金等に関する意思疎通を図ってください。
(3) 予約申込期限を過ぎて(忘れて)しまいました。	中学校3年生を対象とした予約申込みができなくても、4月に在学募集を行いますので、その時に申し込むことができます。 奨学生として採用された場合、手続きの関係上、第1回目の振込時期が8月となること以外は、予約採用者との相違はありません。

問	答
(4) 申込みは一度しかできないのですか。	それぞれの募集時に申し込むことができます。 例えば、予約のときに家計が基準を超えて不採用となった場合でも、次の在学募集時に申し込みできます。 各基準の審査は、申込時の状況で行いますので、その時点で基準等を満たせば適格者となることができます。
(5) 高等専門学校(高専)や各種学校に在学(進学予定)していますが申込みできますか。	高専や各種学校は、対象外となっています。 高専の奨学金は「日本育英会」を引き継いだ「 日本学生支援機構 」が行っていますので、学校を通じて確認願います。
(6) 県外の学校に在学(進学予定)していますが申込みできますか。	生徒の在学(進学予定)学校は宮城県の内外を問いません。 県外の学校に進学を予定する場合、在学募集の連絡が難しくなるため、できるだけ予約申込みを行ってください。
(7) 保護者は宮城県外に住んでいますが、県内の学校に在学(進学予定)しています。申込みできますか。	「保護者が宮城県内に住所を有していること」が条件となっていますので申込みできません。 保護者がお住まいの都道府県教育委員会等にお問い合わせ願います。
(8) 子どもや学校に申込みを知られたくありません。保護者が県へ直接申込みできますか。	奨学資金は、保護者が貸付けの対象者となる福祉資金の貸付けや教育ローンとは異なり、生徒本人が貸付けの対象者で、償還も原則として生徒本人が将来行うこととしているものです。 よって、生徒本人が奨学資金を理解し、奨学生としての自覚を持つことが必要であり、本人の学力や生徒としての資質の審査は学校でしかできないことから、申し込みなどは全て学校を通じて行っています。

3 保証人に関する事項

問	答
(1) なぜ保証人が必要なのですか。	奨学資金は、貸付金であり償還が完了して初めて、宮城県との金銭消費貸借借契約が終了するものです。 銀行等の融資では、返済の保証として、借受人は銀行に対して資産などを担保(抵当権の設定等)として差し入れますが、奨学資金の場合、生徒である奨学生には担保となるものはないことから、それを保証人をお願いすることになります。 奨学資金の償還は、卒業後 10 年程度の期間で行うこととなりますが、その間に、上級学校への進学やその他の事由による償還猶予の期間を合計すると最長で 20 年程度の長期になることがあります。 また、償還金が後輩たちの奨学資金の原資となり、次代を担う人たちに活用されることから、その長期に渡る償還をより確実なものとするため奨学生と共に保証していただく保証人が必要となります。 なお、平成 23 年 6 月 27 日高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則が施行され、従来の「連帯保証人」は「奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人」と変更され、従来の「保証人」は必要としなくなりました。

問	答
<p>(2) 人的保証に代わる機関保証制度はありますか。</p>	<p>機関保証制度はありません。</p> <p>機関保証制度とは、保証機関に対して一定の保証料(保険料)を支払うことを条件に保証人に代わりその保証機関が連帯保証するものです。現在のところ宮城県に限らず都道府県が実施している高校奨学金に対する引受機関もないことから人的保証のみとなっています。</p> <p>なお、大学生等を対象とする日本学生支援機構の奨学金では、平成16年度より(財)日本国際教育支援協会を実施機関とした機関保証制度が開始され、保証料(5%程度)は奨学金からの天引きとなっています。</p>
<p>(3) だれが保証人になれますか。</p>	<p>保証人になれるのは、「保護者又はこれに準ずる方で、独立の生計を営み、奨学資金の責めを負うことのできる資力を有する方」です。</p> <p>この保証人は、奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担することとなります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>保証人=催告の抗弁権、検索の抗弁権を有しない。</p> </div>
<p>(4) 保証人に迷惑をかけることはありますか。</p>	<p>保証人は、奨学生の奨学資金の償還を保証してもらおう方です。</p> <p>将来、奨学生が自覚と責任を持って、約束どおりに償還や各種手続きを行っていただければ迷惑がかかることはありません。</p> <p>しかし、奨学生が償還を怠ったり、連絡がつかなくなった場合には、問い合わせを行ったり、奨学生に代わって償還してもらおうなど迷惑をかける場合があります。</p>
<p>(5) 保証人は償還が完了するまでその人でなければならないのですか。</p>	<p>保証人の規定に該当する方であれば、変更できます。</p>

4 申請書の審査に関する事項

(1) 申請書の記入等

問	答
(1) 全て同一筆跡と認められる場合は。	申請書の記入は、それぞれ各人が自書・押印する必要があります。差し戻すなどして訂正させてください。 家族構成・家庭事情は保護者が記入していてもかまいませんが、本人氏名・住所・学習に対する意欲は必ず本人に自書させ、申込みを自覚させてください。
(2) 親権者欄が空欄です。	未成年者の行為には親権者又は未成年後見人の同意が必要であることから、必ず記入させてください。
(3) 押印がスタンプ印(シャチハタ等)です。	スタンプ印は認められません。必ず印鑑(認印等)で押印させてください。
(4) 申込書の誤りや未記入箇所への担当者の加筆・訂正は。	学校担当者が、審査の過程で家族構成や金額などを加筆・訂正する場合は、赤ペンで記入願います。 なお、訂正は、見え消し二重線でその余白に訂正願います。担当者訂正印の押印は必要ありません。(修正テープは不可。)
(5) 兄弟姉妹が同時に申込みする場合は。	奨学資金は保護者に貸付けするのではなく、生徒本人に貸付けるものですから、生徒それぞれが申し込むことが必要となります。 個人ごとに審査されますので添付書類等もそれぞれ必要となります。

(2) 世帯全員の住民票について

問	答
(1) 保護者は県内に住んでいますが、住民票が県外にある場合は。(単身赴任を除く。)	保護者の住所は住民票により確認しますので申込みできません。住民票を有する都道府県に問い合わせ願います。 宮城県に申し込む場合は、すみやかに区市町村役場で住民票の宮城県内への転出・転入手続きを行ってください。
(2) 住民票ではなく戸籍謄本が添付された場合は。	戸籍謄本では現住所が確認できませんので戸籍謄本は返却し、世帯全員の住民票を添付させてください。 ※ 家計急変(緊急)申込の場合、死亡・離別等の確認のため戸籍謄本を添付させる場合があります。
(3) 父が単身赴任している場合は。	父が単身赴任している場合は、生徒の属する世帯全員の住民票を添付してください。父の住民票については辞令・健康保険証等で確認できる場合は、改めて住民票を添付する必要はありません。
(4) 進学のため別居し、世帯全員の住民票に記載のない兄・姉の住民票は。	父母に扶養され別居している兄姉については、源泉徴収票・特別控除の証明書として添付される学生証の写し等で確認できる場合は、改めて住民票を添付する必要はありません。
(5) 収入があり父母に扶養されていない、住民票が別世帯となっている祖父母の住民票は。	父母に扶養されていない祖父母(準ずる場合を除く。)は、認定世帯人員に算入としないことから改めて住民票を添付する必要はありません。

(3) 世帯人員の認定について

問	答
(1) 世帯全員の住民票では 5 人世帯となっています。認定世帯人員数もそのまま 5 人ですか。	世帯人員として認定されるのは、生徒本人、生徒の学資(家計)を支えるべき父母又はこれに代わる方と、それらの方の扶養親族です。 同居者でも認定されない方や、別居者でも認定される方がいることから、認定世帯人員数は必ずしも住民票の世帯人員と一致するものではありません。
(2) 県外に住む大学生の姉は、世帯人員として認定されますか。	父母の扶養親族となっていれば、県内・県外を問いません。
(3) 同居している父の扶養親族である祖父は、住民票では別世帯となっています。世帯人員として認定されますか。	父母の扶養親族となっていれば、住民票上、別世帯となっても認定世帯人員として算入されます。 父母の扶養親族となっていなければ、住民票上、同一世帯となっても認定世帯人員として算入されません。
(4) 別居している兄が就職したばかりで生活が安定せず、父が扶養送金を行っています。世帯人員として認定されますか。	父母の扶養親族とは、健康保険法・所得税法上の扶養親族をいいますので、これらの被扶養者となっていなければ扶養送金の事実があったとしても世帯人員として認定されません。

(4) 収入等の取扱いについて

問	答
(1) 非課税扱いとなっている収入は、証明書類は不要ですか。	審査所得金額算出のための収入は、課税・非課税の扱いに関係なく全て審査の対象となりますので、収入の証明書類が必要となります。
(2) 生活保護受給世帯の場合、非課税証明書の添付でよいか。	前記に同じ。非課税証明書は単に住民税が非課税であることの証明であり、非課税証明書に収入の種類や金額が記載されていない場合は、審査所得金額は算出できないものです。
(3) 源泉徴収票等を紛失したため所得証明書の添付でよいか。	審査所得金額算出のために必要な事項が確認できるものであれば構いませんが、最近は、役場でどの項目が必要か窓口で伝えないと、最小限の項目以外は「*」になった証明書を発行する市町村が多いので、必ず「収入の種類」と「収入金額」等が記載されたものを発行してもらうよう窓口で伝えてください。
(4) 児童扶養手当受給者が、現況確認のため証書を役場に提出している場合は。	予約申込の場合、児童扶養手当現況確認の時期と重なるため証書の写しを添付できない場合があります。 写しを取り忘れた場合は、申請書の「所得の種類」の欄に「児童扶養手当受給中」と記入願います。手当ての額については県で推算します。
(5) 共稼ぎの両親と就職した兄、年金収入のある祖母の 5 人家族ですが、兄や祖母の収入に関する証明書も必要ですか。	この場合、収入に関する証明書を提出するのは両親のみとなります。
(6) 母親が父親の控除対象配偶者となっていますが、母の収入に関する証明書も必要ですか。	父母のいずれか一方を控除対象配偶者としている場合は、控除対象配偶者分の証明は不要です。
(7) 父親がなく、母親はパートで収入が少なく、就職している兄が家計を支えている場合は。	この場合、母と兄の証明書が必要となります。 なお、母の扶養親族にかかわらず、兄と兄の扶養親族も世帯人員として認定されます。

問	答
(8) 今年、父親が事業をやめて現在無職です。母親の扶養親族とはなっていないませんが、父親の収入に関する証明書も必要ですか。	前年分の確定申告書の写しと廃業届等の事業をやめたことがわかる書類の写しを添付してください。

(5) 特別控除について

問	答
(1) 世帯合計審査所得金額が 0 円の場合、特に特別控除の確認を行わなくても構いませんか。	申込者が多数で適格者全員を採用することが困難である場合、県では、より家計が困難でより優秀な生徒から採用することとしています。 例えば、世帯合計審査所得金額が同じ 0 円でも、私立大学生や障害者のいる世帯は、より家計が困難であると判定されますので、必ず世帯の状態を確認の上、必要な証明書類を添付してください。 なお、母子・父子世帯の特別控除を除き証明書の添付のないものは控除を認めないこととしています。
(2) 住宅を取得しました。所得税のように特別控除の対象となりますか。	住宅やマイカー取得等の返済金については、特別控除の対象とはなりません。
(3) 母子世帯ですが特別控除の対象となりますか。	「母子・父子世帯」(一律 49 万円)の特別控除が認められます。 なお、母子世帯の場合「児童扶養手当」の受給の有無について確認してください。
(4) 高校生以上の就学者控除に学生証等の写しが必要な理由とは。	高校生以上の就学者控除額は、学校の設置者・通学方法により大幅に変わることや、予備校などの各種学校は就学者控除の対象とならないことから、その確認のため学生証等の写しが必要となります。
(5) 来年、都内の私立大学に進学を予定している兄弟を、「私立大学・自宅外通学者」として控除することはできますか。	特別控除に限らず、審査はその申込みの時点で行いますので「私立大学・自宅外通学者」の区分を適用することはできません。
(6) 母親が身体障害者の認定を受けています。何か提出するものはありますか。	身体障害者手帳の写しを提出してください。 世帯に障害を持つ方が複数いる場合には、それぞれの手帳の写しを提出していただければ、一人につき 86 万円を控除します。
(7) 父親が単身赴任しています。何か提出するものはありますか。	「主たる家計支持者が別居している世帯」(71 万円を限度)の特別控除を受けることができます。 辞令等の単身赴任を証明する書類の写しと、別居のために特別に支出している住居・水道光熱・家事用品費等実費の領収証等の写し(3ヶ月分程度)を提出してください。 なお、就労以外の別居、修学等のため別居している家族への扶養送金は、控除の対象となりません。
(8) 長期療養者の医療費は、病院等の窓口で支払った分をそのまま控除できますか。	健康保険等により後日給付される医療給付金(高額療養費等)や、損害賠償等により補填される金額を除いた、自己負担額が対象となります。 なお、確定申告により所得税の医療費控除を受けている場合にはその金額を計上してください。

問	答
(9) 3年前に自宅が火災にあいました。特別控除の対象となりますか。	「火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯」に適用される特別控除の対象となる災害は、申込の前年から申込の時までに発生したものです。

5 家計急変(緊急)採用に関する事項

問	答
(1) 2年前に父が離職しました。家計急変(緊急)で申込みできますか。	家計急変(緊急)として申込みができるのは、その事由発生日が申込みから1年以内であることが条件となりますのでできません。 家計急変(緊急)はあくまでも緊急避難的な措置であり、事由発生から1年を超える場合には、その間に、在学募集で申し込むことが可能であることから対象とはしていません。
(2) 原因は特定できませんが、徐々に家計が悪化してきました。家計急変(緊急)で申込みできますか。	家計急変(緊急)として申込みができるのは急変事由と発生日が特定され、その発生から申込みが1年以内とされていますのでできません。
(3) 家計急変(緊急)採用者の貸付期間が短いのはなぜですか。	家計急変(緊急)は緊急避難的な措置として行っているものです。貸付期間が満了した後でも奨学資金の貸付けが必要である場合は、在学募集時に新たに申し込んでください。 なお、急変事由の発生年月日が採用年度内である場合には、申請により翌年度に限り延長することができます。
(4) 家計急変(緊急)申込みはいつ行えばよいですか。	年度の初めを除き、申込みは随時となります。家計急変事由の発生により奨学資金の貸付けを必要とするときに行ってください。ただし、2月以降の申込については翌年度の採用となります。 なお、「貸付けの始期」については、家計急変の事由が発生した年月ではなく、申込書類が提出された年月を始期としています。

6 奨学資金の振込に関する事項

問	答
(1) 本人名義の銀行普通預金口座がありません。保護者名義の口座に指定できますか。	奨学資金は生徒である奨学生本人に貸付けるもので、振込口座の名義も奨学生本人に限ります。 なお、指定する口座の種類は普通(総合)口座に限ります。
(2) 新規に口座を開設する場合の留意点は。	宮城県では指定金融機関である七十七銀行から振り込みますので、七十七銀行と為替取引のある金融機関の普通(総合)口座を開設してください。

7 進学届兼誓約書に関する事項

問	答
(1) 進学届兼誓約書提出時の保証人が、予約申込時と別の方です。	保証人は、申込みから償還完了まで同一人を原則としますが、正当な理由があり、保証人の規定に該当する方であれば、予約申込時と別の方でも構いません。

8 採用後の諸手続きに関する事項

問	答
(1) 貸付の休止、貸付の停止に係る異動届(報告)はいつまで連絡すれば振込みを止めることができますか。	振込データは当該月の5日ごろ金融機関に送付しますので、前月末までに連絡のあったものについては、当該月分の振込みを中止できます。 異動事由を確認した場合は、速やかに奨学生異動報告書(学校用)により報告願います。
(2) 振込先の銀行が合併します。何か手続きはありますか。	銀行の合併・名称変更・店舗の統廃合については、宮城県で一括処理しますので奨学資金口座振替依頼書を提出する必要はありません。 ただし、合併等に伴い口座番号が変更となる通知が銀行から届いた場合には、銀行からの変更通知の写しをちょう付した高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書を提出してください。
(3) 国公立高校から私立高校、私立高校から国公立高校へ転学する場合、貸付月額が変わりますか。	国公立高校から私立高校、私立高校から国公立高校へ転学する場合は設置者の変更となるため貸付月額が変更されます。 また、転学によりその他の異動事項の発生も予想されますので、転学を希望する生徒がいる場合には、あらかじめ県まで電話などでお知らせください。
(4) 奨学生現況報告書を配布しましたが、期限まで提出されません。	正当な理由がなく、学校が定めた期限までに奨学生現況報告書を提出しない場合は、翌年度の奨学資金貸付継続の意思がないものとして処理することになります。
(5) 家計急変(緊急)で採用されたが、翌年度まで貸付期間の延長ができない場合は。	採用事由の発生日が当該年度の末日で1年を超える場合は、貸付期間の翌年度までの延長はできませんが、引続き奨学資金貸付を必要とする場合には、当該年度の在学募集時に改めて申し込むこととなります。

9 貸付終了後に関する事項

問	答
(1) 貸付け終了後の、学校の担当事務は。	基本的に学校が担当する事務は、貸付けが終了した者の借用証書等を県に提出するまでです。 ただし、辞退等で貸付けが終了した後も、引続き学校に在学する場合には、在学に伴う償還猶予の手続等について指導願います。
(2) 卒業予定者として借用証書等を提出した生徒が、単位不足等により卒業が延期された場合は。	奨学生は卒業できても、できなくても正規の修業年限での貸付期間が満了していますので、貸付けは終了です。この場合でも借用証書等を提出することは変わりません。

問い合わせメモ

問	答

条例・規則

高等学校等育英奨学資金貸付条例(平成十六年宮城県条例第四号)

(目的)

第一条 この条例は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する優れた生徒であつて経済的理由によつて修学に困難があるものに対し奨学資金を貸し付けることにより修学を支援し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(貸付対象者)

第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、奨学資金を貸し付けることができる。ただし、知事が別に定める場合にあっては、この限りでない。

- 一 高等学校等に在学する者
- 二 親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有する者
- 三 学力及び資質が優れていると認められる者
- 四 経済的理由により修学に困難がある者

(貸付金額等)

第三条 奨学資金の貸付金額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ知事が別に定める金額とする。

- 一 国立の高等学校等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により設置される高等学校等を含む。以下同じ。）又は公立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの
- 二 国立の高等学校等又は公立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの以外の者
- 三 私立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの
- 四 私立の高等学校等に在学する者で、保護者と同居するもの又はこれに準ずるもの以外の者

2 奨学資金は、無利子とする。

(貸付期間)

第四条 奨学資金の貸付期間は、第七条の規定による貸付けの決定通知において定められた月からその者の在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までとする。ただし、知事が別に定める場合にあっては、この限りでない。

(貸付けの申請)

第五条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

(保証人)

第六条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、保証人一人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの決定)

第七条 知事は、第五条の申請書を受理したときは、速やかに奨学資金の貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの休止)

第八条 知事は、奨学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる期間は、奨学資金の貸付けを休止するものとする。ただし、知事が別に定める場合にあっては、この限りでない。

- 一 休学したとき 休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から復学した日の属する月の前月までの期間

- 二 停学の処分を受けたとき 停学の期間の初日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から停学の期間の末日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日が属する月）までの期間
- 三 長期にわたって学習を中断したと認められるとき 学習を中断したと認められる日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から学習を中断したと認められる事実がなくなった日の属する月の前月までの期間
- 四 高等学校等において同一の学年を重ねて履修するとき 当該履修期間
- 五 その他奨学資金の貸付けを受けることが適当でないと認められるとき 必要と認められる期間（貸付けの停止）

第九条 知事は、奨学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを停止するものとする。

- 一 第二条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- 二 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 三 偽りその他不正の手段により奨学資金の貸付けを受けたと認められるとき。
- 四 奨学資金を学資以外の用途に使用したと認められるとき。
- 五 その他奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（償還の免除）

第十条 知事は、奨学資金の貸付けを受けた者が死亡、心身障害その他やむを得ない事由により奨学資金を償還することができなくなったと認めるときは、奨学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

（償還）

第十一条 奨学資金の貸付けを受けた者は、高等学校等を卒業したとき、又は第九条の規定により奨学資金の貸付けを停止されたときは、知事が別に定めるところにより奨学資金を償還しなければならない。

（償還の猶予）

第十二条 知事は、奨学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の償還を猶予することができる。

- 一 高等学校、高等専門学校、大学、大学院若しくは専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき、又は外国で学校に在学し、若しくは研究に従事するとき。
- 二 災害、傷病その他やむを得ない事由によって償還が困難となったとき。

（違約金）

第十三条 知事は、奨学資金の貸付けを受けた者が償還期日までに奨学資金を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、延滞金額について年十・九五パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

（委任）

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行し、平成十七年四月一日以後に貸し付ける奨学資金について適用する。

附 則 （平成一八年一二月一九日条例第八一号抄）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二七日条例第八八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の高等学校等育英奨学資金貸付条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る奨学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（宮城県教育委員会規則第五号）

（趣旨）

第一条 この規則は、高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号。以下「条例」という。）及び教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付対象者に係る保護者の特例）

第二条 次に掲げる場合においては、条例第二条第二号の規定は適用しないものとする。

一 奨学資金の貸付けを受けている者（以下「奨学生」という。）の親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有しなくなった場合で、当該保護者が県内に住所を有しなくなった日の属する年度内に、当該奨学生が、その在学する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を卒業又は修了する見込みであるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特別の事情がある場合で、教育委員会が必要と認めるとき。

2 奨学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）又は奨学生の保護者が国外にあるときは、当該申請者又は奨学生を現に監護する者は、条例第二条第二号の保護者とみなす。

（成年者の特例）

第三条 申請者又は奨学生が成年者である場合（次項に掲げる場合を除く。）は、条例第二条第二号の「親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が県内に住所を有する者」とあるのは、「県内に住所を有する者」として同号の規定を適用するものとする。

2 奨学生が貸付期間の途中において成年者となった場合は、条例第二条第二号中「親権者又は未成年後見人」とあるのは、「親権者又は未成年後見人であった者」として同号の規定を適用するものとする。

（貸付対象者に係る学力基準等）

第四条 条例第二条第三号の学力及び資質が優れていると認められる者とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 学習の成績が教育委員会が別に定める基準に適合する者

二 学習活動その他生活の全般を通じて態度及び行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

2 前項の規定は、高等学校等に在学する者で、その者の属する世帯の生計を主として維持する者等の失職等又は火災、風水害等の事由（以下「家計急変の事由」という。）により家計状況が悪化したものに対する奨学資金の貸付け（以下「家計急変による貸付け」という。）には、適用しない。

（貸付対象者に係る経済的基準）

第五条 条例第二条第四号の経済的理由により修学に困難がある者とは、教育委員会が別に定める基準に適合する者とする。

（現況の報告）

第六条 教育委員会は、奨学生が条例第二条各号に該当していることを確認するため、奨学生又は奨学生が在学する高等学校等の長に対し、必要な報告を求めることができる。

（貸付金額）

第七条 奨学資金の貸付金額は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分		貸付金額(月額)
国立の高等学校等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二十三条の規定により設置される高等学校等を含む。)又は公立の高等学校等に在学する者	自 宅 通 学 者	一八,〇〇〇円
	自 宅 外 通 学 者	二三,〇〇〇円
私立の高等学校等に在学する者	自 宅 通 学 者	三〇,〇〇〇円
	自 宅 外 通 学 者	三五,〇〇〇円

備考

- 一 「自宅通学者」とは、保護者と同居する者又はこれに準ずる者をいう。
- 二 「自宅外通学者」とは、前号の自宅通学者以外の者をいう。

2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により被災した者への奨学資金(以下「被災生徒奨学資金」という。)の貸付金額は、条例第三条の区分に応じ、それぞれ月額二万円とする。

(貸付けの制限)

第七条の二 前条第一項の奨学資金の貸付け又は東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する都道府県による給付金等(一時的な支援のための給付金は除く。)の給付を受ける者は、被災生徒奨学資金の貸付けを受けることができない。

(貸付期間の特例)

第八条 家計急変による貸付けの期間は、貸付けの決定通知において定められた月(以下「貸付開始月」という。)から当該月が属する年度の三月までの期間とする。ただし、当該期間が満了する月の末日において家計急変の事由が発生した日から一年を超えないときにあつては、奨学生の申請により、当該年度の翌年度の三月までの期間とすることができる。

2 条例第八条第四号の規定により奨学資金の貸付けが休止されたときの奨学資金の貸付期間は、貸付開始月からその者の在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までの期間に貸付けが休止された期間に相当する月数を加えた期間とする。

3 前二項に規定する場合のほか、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、その必要と認める期間を貸付期間とすることができる。

(貸付けの申請)

第九条 申請者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める書類を、教育委員会にその定める期日までに提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合においては、随時提出することができる。

一 中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。以下同じ。)に在学し、翌年度に高等学校等への進学を希望する者が、高等学校等に在学することとなったときに奨学資金の貸付けを受けようとするとき。

- イ 奨学資金貸付申請書(様式第一号の一)
- ロ 世帯全員の住民票の写し
- ハ 学習の成績等を証する書類
- ニ 世帯全員の収入を証する書類
- ホ その他教育委員会が必要と認める書類

二 高等学校等に在学する者が、奨学資金の貸付け（家計急変による貸付けを除く。）を受けようとするとき。

イ 奨学資金貸付申請書（様式第一号の二）

ロ 世帯全員の住民票の写し

ハ 学習の成績等を証する書類

ニ 世帯全員の収入を証する書類

ホ その他教育委員会が必要と認める書類

三 家計急変による貸付けを受けようとするとき。

イ 奨学資金貸付申請書（様式第一号の二）

ロ 世帯全員の住民票の写し

ハ 世帯全員の収入を証する書類

ニ 家計急変の事由が発生したことを証する書類

ホ その他教育委員会が必要と認める書類

（保証人）

第十条 条例第六条の奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人は、申請者の保護者又はこれに準ずる者で、独立の生計を営み、奨学資金の償還の責めを負うことができる資力を有するものでなければならない。

2 奨学生又は奨学生であった者は、奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人を変更しようとするときは、保証人変更願（様式第二号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸付けの決定通知等）

第十一条 教育委員会は、第九条に規定する申請書（第九条第一号に係るものを除く。）を受理した場合において、奨学資金を貸し付ける旨の決定をしたときはその旨を貸付決定通知書（様式第三号）により、奨学資金を貸し付けない旨の決定をしたときはその旨を貸付不承認決定通知書（様式第四号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により奨学資金を貸し付ける旨の決定の通知を受けた者は、誓約書（様式第五号の一）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

（貸付けの予定の決定等）

第十二条 教育委員会は、第九条第一号に係る申請書を受理した場合において、奨学資金の貸付けを予定する旨の決定をしたときはその旨を貸付内定通知書（様式第六号）により、奨学資金を貸し付けない旨の決定をしたときはその旨を貸付不承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により奨学資金の貸付けを予定する旨の決定の通知を受けた者は、高等学校等に在学することとなったときは、進学届兼誓約書（様式第五号の二）に高等学校等に在学することを証する書類を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の進学届兼誓約書の提出を受けたときは、奨学資金を貸し付ける旨の決定をし、その旨を貸付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（奨学資金の交付）

第十三条 奨学資金は、毎月一月分を奨学生に交付する。ただし、特別の事情があるときは、二月分以上を併せて交付することができるものとする。

（貸付けの休止の通知）

第十四条 教育委員会は、条例第八条の規定により奨学資金の貸付けを休止したときは、貸付休止通知書（様式第七号）により奨学生に通知するものとする。

(貸付けの休止の特例)

第十五条 奨学生が高等学校等において同一の学年を重ねて履修することとなった場合において、条例第八条第四号の規定により奨学資金の貸付けを休止することにより、奨学生の修学に著しい支障が生じると認められるときは、当該奨学生の申請により、奨学資金の貸付けを休止しないことができる。

2 前項の申請は、貸付継続申請書（様式第八号）によるものとする。

(貸付けの停止の通知)

第十六条 教育委員会は、条例第九条の規定により奨学資金の貸付けを停止したときは、貸付停止通知書（様式第九号）により奨学生に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第十七条 奨学生は、奨学資金の最後の交付を受けた日から三十日以内に借用証書（様式第十号）を教育委員会に提出しなければならない。

(償還免除の申請)

第十八条 条例第十条の規定により奨学資金の償還の免除を受けようとする者は、免除の事由が発生した日から三十日以内に償還免除申請書（様式第十一号）に当該免除の事由が発生したことを証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(償還の方法)

第十九条 奨学資金を償還しなければならない者は、貸付期間が満了した月（条例第九条の規定により貸付けを停止された場合にあつては当該停止された日の属する月を、条例第十二条の規定により償還を猶予された場合にあつては当該猶予された期間が満了した日の属する月をいう。以下同じ。）の翌月から起算して六月を経過した後、奨学資金の貸付総額を別表第一上欄の貸付総額の区分に対応する同表下欄の割賦金の年額で除した期間（その期間に一年未満の端数があるときはその端数期間は切り捨て、その期間が一年未満であるときはその期間は一年とする。以下「償還期間」という。）内に奨学資金を償還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第十二条第二号の規定により償還を猶予された場合にあつては、償還期間は、当該猶予された期間が満了した日の属する月の翌月から起算するものとする。

3 奨学資金の償還は、年賦、半年賦、月賦又は月賦及び半年賦併用による均等償還の方法によるものとする。ただし、繰り上げて償還することを妨げない。

4 教育委員会は、奨学資金を償還しなければならない者が次の各号のいずれかに該当するときは、前三項の規定にかかわらず、教育委員会が定める期日までに償還未済金額の全部又は一部の償還を命ずることができる。

一 奨学資金の償還を怠ったとき。

二 条例第九条第三号又は第四号の事由に該当したことにより貸付けが停止されたとき。

三 条例第九条第三号又は第四号の事由に該当していたことが、貸付期間が満了した後に明らかとなったとき。

(償還明細書の提出等)

第二十条 奨学資金を償還しなければならない者は、貸付期間が満了した月の末日から三十日以内に償還明細書（様式第十二号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により償還明細書を提出した者が奨学資金の償還の方法を変更しようとするときは、償還方法変更承認申請書（様式第十三号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(償還猶予の申請)

第二十一条 条例第十二条の規定により奨学資金の償還の猶予を受けようとする者は、償還猶予申請書（様式第十四号）に同条第一号又は第二号に該当することを証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(届出)

第二十二條 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 一 休学、復学、転学、転籍又は退学したとき。
 - 二 三十日以上の上の停学の上分を受けたとき。
 - 三 三十日以上にわたって学習を中断したとき。
 - 四 高等学校等において進級できなかったため同一の学年を重ねて履修するとき。
 - 五 奨学資金の貸付けを辞退しようとするとき。
 - 六 本人又は保護者の住所又は氏名に変更があったとき。
 - 七 奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- 2 前項の規定による届出は、奨学生異動届（様式第十五号の一から様式第十五号の三まで）によるものとする。
- 3 奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、奨学生死亡届（様式第十六号の一又は様式第十六号の二）により、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、奨学生が死亡したときは、当該奨学生が在学していた高等学校等の長を経由するものとする。

(書類の経由)

第二十三條 この規則の規定により教育委員会に提出する書類は、申請者又は奨学生にあっては在学する中学校又は高等学校等の長を経由して提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(委任)

第二十四條 この規則に定めるもののほか、奨学資金の貸付けに関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行し、平成十七年四月一日以降に貸し付ける奨学資金について適用する。

(奨学資金の償還の猶予の特例)

- 2 奨学金を償還しなければならない者のうち、東日本大震災による災害救助法適用市町村に住所を有する者については、第二十一条の規定にかかわらず、当該震災又はこれによる災害により被害を受けたことにより奨学金の償還が困難になった者と認め、奨学資金の償還を平成二十三年三月から平成二十四年三月の間猶予する。

附 則 (平成一七年五月一〇日教育委員会規則第二〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十条第二項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附 則 (平成一八年三月三日教育委員会規則第一号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二六日教育委員会規則第一八号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二七日教育委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則 (平成二三年六月二七日教育委員会規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年七月一五日教育委員会規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第七条第二項及び第三項の規定は、平成二十三年四月一日から適用

する。

附 則 (平成二八年三月三十一日教育委員会規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則 (平成三一年四月二六日教育委員会規則第六号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第七条の二の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る奨学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和四年二月二十二日教育委員会規則第五号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別表第一 (第十九条関係)

奨学資金の貸付総額	割賦金の年額
二〇〇,〇〇〇円以下のもの	三〇,〇〇〇円
二〇〇,〇〇〇円を超え四〇〇,〇〇〇円以下のもの	四〇,〇〇〇円
四〇〇,〇〇〇円を超え五〇〇,〇〇〇円以下のもの	五〇,〇〇〇円
五〇〇,〇〇〇円を超え六〇〇,〇〇〇円以下のもの	六〇,〇〇〇円
六〇〇,〇〇〇円を超え七〇〇,〇〇〇円以下のもの	七〇,〇〇〇円
七〇〇,〇〇〇円を超え九〇〇,〇〇〇円以下のもの	八〇,〇〇〇円
九〇〇,〇〇〇円を超え一,一〇〇,〇〇〇円以下のもの	九〇,〇〇〇円
一,一〇〇,〇〇〇円を超え一,三〇〇,〇〇〇円以下のもの	一〇〇,〇〇〇円
一,三〇〇,〇〇〇円を超えるもの	総額の一三分の一

宮城県教育庁高校教育課

980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL 022-211-3716

FAX 022-211-3696